

「規制改革推進に関する答申」 実施事項

強い経済の実現

- 1 ○地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化のための制度面・運用面の見直し
- 2 ○植物工場の促進に向けた規制等の在り方
- 3 ○自動運転の推進に向けた規制等の運用の円滑化
- 4 ●全国がん登録情報及び院内がん情報の更なる利活用に向けた整備
- 5 ○電子カルテデータの利活用の促進
- 6 ○本人同意不要の医療等データの範囲・利用主体・利用目的の在り方
- 7 ○医師による画像読影等におけるAI活用の促進
- 8 ○被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化
- 9 ○労働時間法制に係る政策対応の在り方（1年単位の変形労働時間制における労働日等の特定の在り方、裁量労働制の適用対象業務の在り方）*
- 11 ●無人航空機（ドローン）の社会実装の促進
- 12 ○AI時代に対応する規制・制度改革の在り方
- 13 ○独占禁止法等に基づく議決権保有制限の見直し*
- 14 ○会社法の見直し（株式対価M&A、実質株主確認制度等）
- 15 ○電波利用規制（技術基準適合証明等、ワイヤレス電力伝送システム）の見直し*
- 17 ●蓄電池の導入促進に向けた消防法令における取扱いの明確化
- 18 ○次世代型太陽電池の普及促進
- 19 ○太陽光発電設備の使用前自己確認の見直し
- 20 ○家電製品の再生材活用・リサイクルの促進
- 21 ●弁護士法におけるAI活用の更なる明確化
- 22 ●研究開発法人のイノベーション力向上のためのAI等の利活用促進
- 23 ○AIを活用した採用代行の職業安定法上の許可要否及び許可要件の明確化
- 24 ○政府情報システムの調達・開発等におけるAI駆動開発の導入促進
- 25 ○フィジカルAIを活用した歩行型ロボットの社会実装に向けた公道実証実験の推進
- 26 ○次世代AIデータセンターの国内立地の加速
- 27 ○デジタル・AIを有効活用するための重要事項説明時における宅建士の立会いの見直し等

地方を伸ばし、暮らしを守る

●：中間答申で既出の事項

- 遠隔監視が担保された場合におけるわなの見回りルールの見直し 28
- 未利用漁場の活用促進等を通じた漁場移転等の促進 29
- 長期相続登記等未了土地解消事業の活用の円滑化 30
- 貨物自動車運送事業法における農機の運送の取扱いの明確化 31
- 歩行者利便増進道路制度の活用促進を通じた魅力ある都市空間の形成 32
- 指定自動車教習所の教習におけるデジタル技術の活用等 33
- 全国における移動の不足の解消に向けたライドシェア（自家用車活用事業等）の推進 34
- 自家用車活用事業における自家用車の中間点検の実施主体及び点検方法の明確化 35
- 自家用有償旅客運送制度に関するローカルルールの見直し 36
- 自動運転の推進に向けた規制等の運用の円滑化【再掲】 37
- 限定訪問特定整備の法定点検の可能化 38
- 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の見直し（特例介護サービスの枠組み拡張を踏まえた人員配置基準の緩和等、特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化等の推進）* 38
- 医療・介護分野におけるタスク・シフト/シェアの促進 40
- 地域におけるオンライン診療の更なる普及・円滑化 41
- シフト制における適正な年次有給休暇の取得等 42
- オンラインによる労働条件の明示方法の見直し 43
- 育成就労制度を見据えた技能実習制度の試験内容の見直し 44
- 外国人の適正な日本語能力を確認する試験の見直し 45
- 在留管理制度の運用の適正化 46
- 緊急通行車両の確認に係る申出のオンライン化 47
- 法人登記の代表者住所非表示措置の対象拡大及び運用改善 48
- 災害時等における貨物自動車運送事業の運転者選任要件の明確化 49
- 消費の活性化に向けた総付景品の上限額の引上げ 50
- 消費者の適切な商品選択に向けた不実証広告規制の見直し 51
- 政府情報システムにおける利用者目線での利便性向上（自動車保有関係手続のワンストップサービス等）* 52
- 自転車防犯登録のローカルルール見直し及びデジタル化 53

(注)全55事項（*：2つの事項から構成）。

本資料は「規制改革推進に関する答申」における実施事項についての説明資料です。簡明な説明としているため、各事項の詳細・引用等については「規制改革推進に関する答申」の本文を直接御参照ください。

「規制改革推進に関する答申」 実施事項

強い経済の実現

令和8年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置等

地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化のための制度面・運用面の見直し

(農地中間管理事業の推進に関する法律、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則、農地法施行規則等)

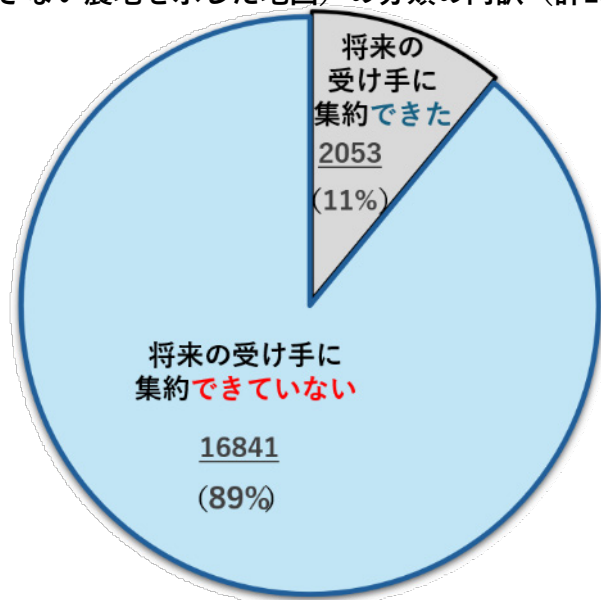
概要

農地集約など農地利用の最適化を実現するため、農地集約率の算定方法や目標地図に関するデータ等の整備、農地バンクにおける賃貸借契約更新手続の簡素化、農地の利用意向調査の合理化・公表等を行う。

地域計画の目標地図における将来の農地集約の状況

～9割が地域計画で将来の農地利用の明確化に至らず農地集約が不十分～

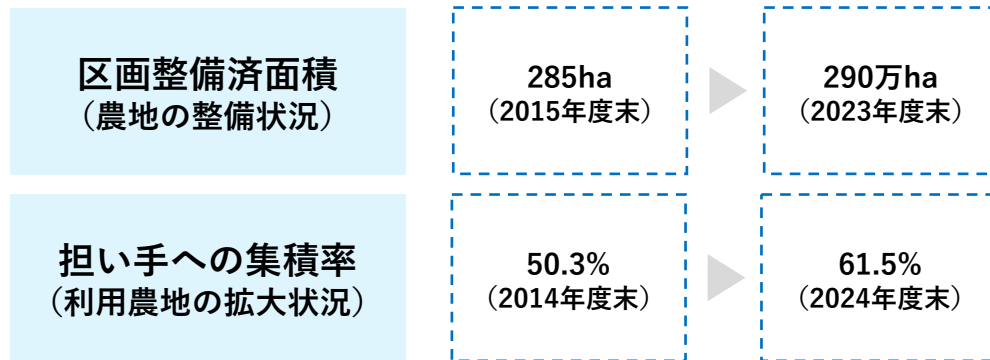
目標地図（地域計画のうち農地の10年後の耕作者や耕作できない農地を示した地図）の分類の内訳（計18,894）



農地集約化に関する定量的データの状況

～農地集約率は把握困難～

全国的に把握可能なデータ



- ・ 農地集約率は設定されていない。
- ・ 目標地図は、データ入力システムが地方自治体によって異なることから、分析可能な形での全国的な把握は困難。

強い経済の実現

令和8年措置

植物工場の促進に向けた規制等の在り方

(標準化等)

概要

人工光型植物工場システムの評価項目や評価方法等を標準化するとともに、太陽光型植物工場の法令等の観点から事業者の疑問を解消するためのガイドブックを作成し、スマート農業技術・フードテックの活用による高い生産性を実現する。

日本における植物工場の状況

～参入・拡大に向けた環境整備が課題～

設置面積・設置箇所 (令和6年)

人工光型植物工場

21ha
(0.06%)
190か所



複合環境制御装置のある温室

1,397ha
(3.7%)
251か所



複合環境制御装置のない温室

35,881ha
(96.2%)



植物工場

高度な環境制御を行うことにより、**野菜等の植物の周年・計画生産が可能**な栽培施設。

- 完全人工光型閉鎖環境で太陽光を使わずに環境を制御して周年・計画生産を行う。
- 太陽光利用型温室等の半閉鎖環境で太陽光の利用を基本として、雨天・曇天時の補光や夏季の高温抑制技術等により周年・計画生産を行う。

温室 37,278ha
ガラス温室 1,578ha
ハウス 35,700ha

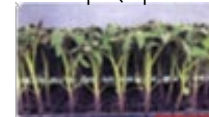
完全人工光型植物工場の今後の展開

～葉物以外の食物の生産や大規模生産が困難な実態～

生産のイメージ



トマト



イチゴポット



キャベツ



トルコギキョウ



複合環境制御装置のある温室に関する規制

～地方自治体ごとに規制が異なり、事務手続が負担～

建築基準法	「建築物」と見なすか否かが、地方自治体（特定行政庁）ごとに異なる。
騒音規制法・振動規制法	騒音や振動に関する上限等が、地方自治体ごとに異なる。
消防法	ボイラーに関する制限や重油に関する制限が、地方自治体ごとに異なる。

(備考) 左図：農林水産省「施設園芸をめぐる情勢」(令和8年5月)、日本施設園芸協会「大規模施設園芸・植物工場実態調査・事例調査」(令和8年3月)及び農商工連携研究会植物工場ワーキンググループ報告書(平成21年4月)、右上図：三菱ケミカルアクア・ソリューションズ株式会社公表資料により作成・引用。

「規制改革推進に関する答申」 実施事項

強い経済の実現

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度上期措置等

自動運転の推進に向けた規制等の運用の円滑化

(自動運転移動サービス社会実装・事業化の手引き、運輸安全委員会設置法等)

概要

自動運転を推進する観点から、道路交通法の解釈に関する意見交換の枠組みの周知や事例の共有や、AI搭載の優良レベル2++車について円滑に手続を行える認定制度の創設を行うほか、運輸安全委員会における事故原因究明体制を構築する。

ルールベースとAIベースについて

～AIによって安価かつ短期間な自動運転の開発が可能に～

人によるプログラミング 「ルールベース」	AI学習による開発 「AIベース」
人が走行パターンごとに 自動運転のプログラムを規定 (従来の開発手法)	AIを路上走行させ、 運転パターンを自己学習 (最新の開発手法)

速やかに道路交通法の解釈に関する意見交換の枠組みを自動運転事業の参画事業者に周知。当該枠組みにおける対応事例を共有。

運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築

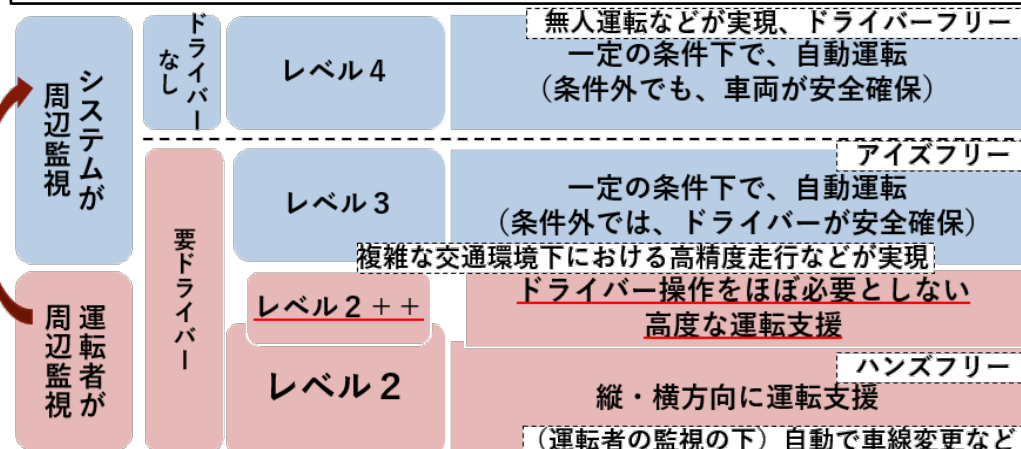
国土交通省自動車部会自動運転WG中間とりまとめ(令和7年5月30日)
調査対象とする自動運転レベル・事業形態(案)

- 自動運転レベル：自動運転レベル3以上
※ただし、レベル3については、自動運行装置が運転操作の全てを代替している状態(衝突等発生の前まで代替していた状態を含む)下に限る。
- 事業形態：道路運送事業には限定しない

→令和8年度内を目途に結論を得て、必要に応じて速やかに法案を国会に提出する。

優良レベル2++車の認定制度の創設

将来のレベル4車につながる国産レベル2++車が令和9年度中に市販化され、レベル2++車のメーカーにおける開発・普及の促進や自動運転車両に対する世の中の認知度・社会受容性の向上に向けて、優良車認定制度が創設される予定。



→認定制度について、事業者に過度な負担がかからない形での申請手続を設計し、審査内容や手続等を明確化。

強い経済の実現

引き続き検討を進め、令和8年夏結論・措置等

全国がん登録情報及び院内がん情報の更なる利活用に向けた整備

(がん登録推進法、全国がん登録情報の利用マニュアル)

概要

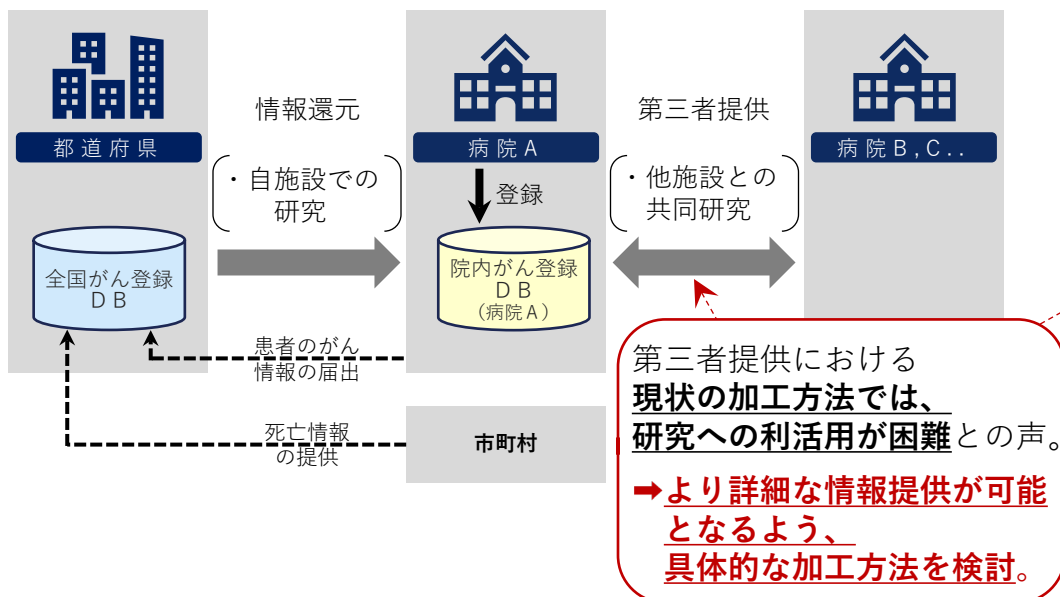
がん対策の一層の充実に向けて、全国がん登録データベースの登録項目を拡充するとともに、病院からのより具体的な情報（死亡日等、死因）の第三者提供や、院内がん登録データベースと公的データベースの連結を可能とし、がん研究におけるデータ利用を量・質の両面で促進する。

がん登録データベースにおける情報の第三者提供

～共同研究のためには、より具体的な情報の第三者提供が必要～

全国がん登録の情報を第三者提供する場合の加工

～がん研究のため、死亡日や死因など、より具体的な情報が重要～



(加工前)

診断日	死亡日	最終生存確認日	原死因
2016/01/08	2017/04/23	—	K743 (肝硬変)
2016/01/21	—	2021/12/31	
2016/01/26	2021/12/01	—	C349 (肺がん)

(加工後)

提供用診断年月	提供用生存期間 (日)	提供用原死因
2016/01	472	がん以外の死亡
2016/01	2172	生存
2016/01	2137	がんによる死亡

強い経済の実現

令和8年結論、結論を得次第速やかに措置等

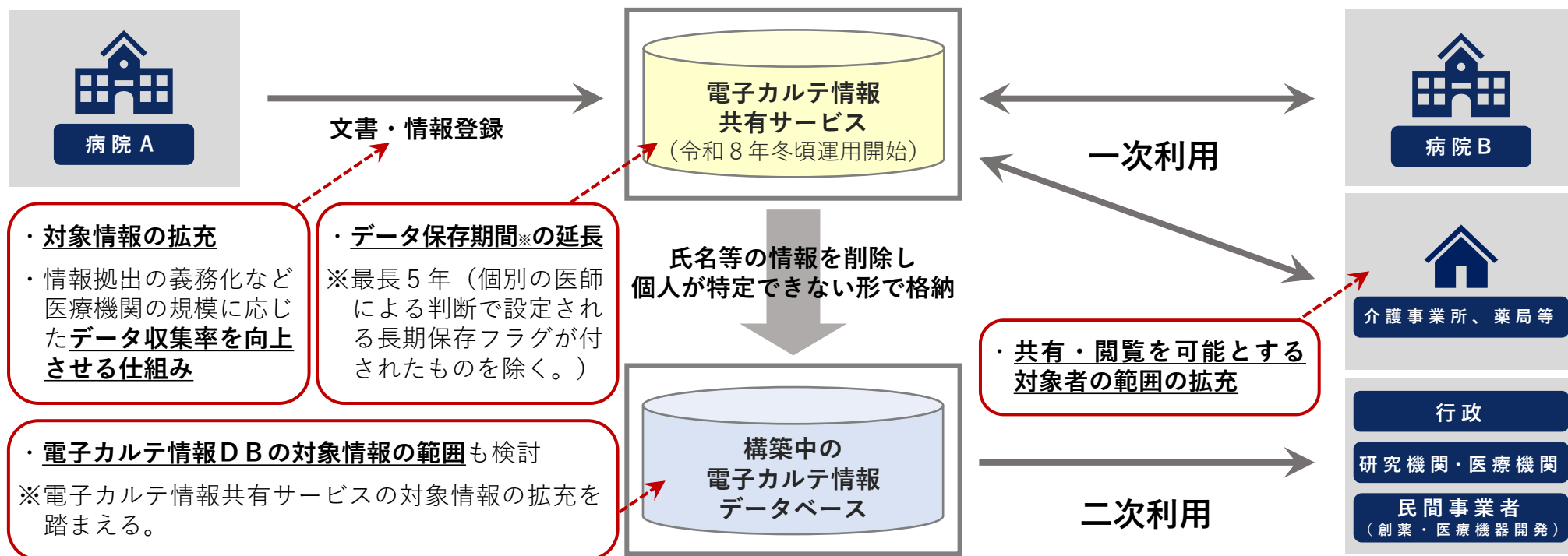
電子カルテデータの利活用の促進

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律・施行規則・ガイドライン等)

概要

電子カルテ情報共有サービスの対象情報の拡充や保存期間延長、データ収集率向上の仕組み導入、共有・閲覧対象者の範囲等の拡充、二次利用の対象情報の拡充を行うことで、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新を実現する。

医療の質の向上や研究開発の加速に向けた電子カルテデータの利活用の促進



強い経済の実現

令和8年夏結論、速やかに措置

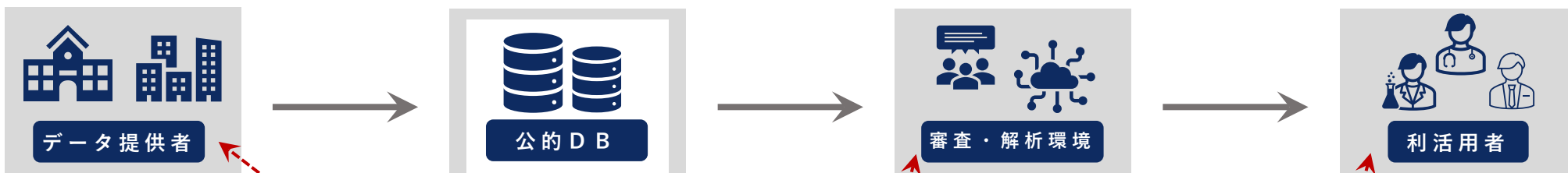
本人同意不要の医療等データの範囲・利用主体・利用目的の在り方

(個人情報保護法、次世代医療基盤法、健康保険法等)

概要

医療等データの利活用法制について、EUのデータ利活用制度（EHDS）も参考に議論が進みつつあるところ、事業者・研究者等の利用者起点で特に重要となる事項に関する具体的検討を加速することで、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新を推進する。

医療等データの利活用フローにおける利用者起点で重要となる事項



○対象となる医療等データ

- ・EHDSと同様、仮名化が困難なゲノムデータや画像情報も含めた本人同意不要で利活用可能とするデータの対象範囲の明確化。

○多くのデータを収集できる仕組み

- ・医療等データを保有する民間事業者・医療機関・学会・独立行政法人等の様々な主体に対して、優先順位を付けつつ、一定の強制力や強いインセンティブを持って当該データを収集する仕組みの構築。

○共通の識別子

- ・各データの連結解析を可能にするための共通の識別子の設定。

○一元的な審査体制の整備

- ・公的DB及び民間DBのデータの利用申請の受付、利用目的等の審査等を一元的に行う体制等の整備。

○利用目的及び利用者の範囲

- ・利用を可能とする目的及びその目的に応じて想定される利用者の範囲（行政、研究者、製薬会社、医療機器メーカーなど）の明確化。

強い経済の実現

令和8年度検討開始、令和9年結論等

医師による画像読影等におけるAI活用の促進

(がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針)

概要

医師の負担軽減とがん対策の強化を図るため、AIを活用した業務フローの実現性の検証の可否を含め、読影精度を担保しつつ、医師2名以上で行うこととされている**住民検診の画像読影を医師1名でも可能とする**方向で見直しを検討する。

住民検診 (健康増進法による市町村事業) での二重読影の規定

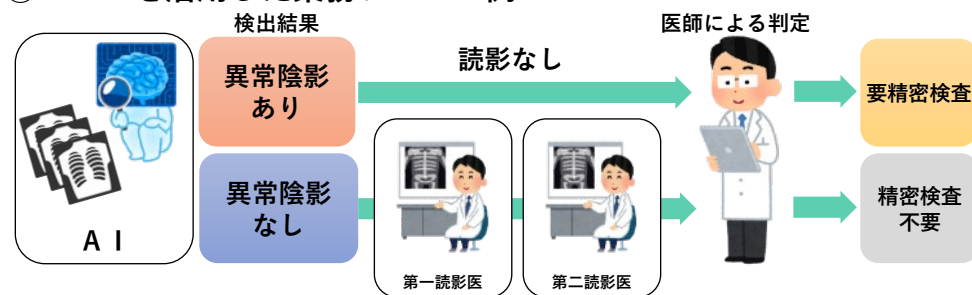
～AIの活用を踏まえた指針の見直しが必要～

	検診項目	留意点
胃がん検診	胃部X線検査	原則として十分な経験を有する 2名以上の医師 によって行う。
肺がん検診	胸部X線検査	2名以上の医師 (このうち1名は、十分な経験を有すること。) が読影する。
乳がん検診	乳房X線検査	二重読影 (このうち1名は、十分な経験を有する医師であること。) により行う。

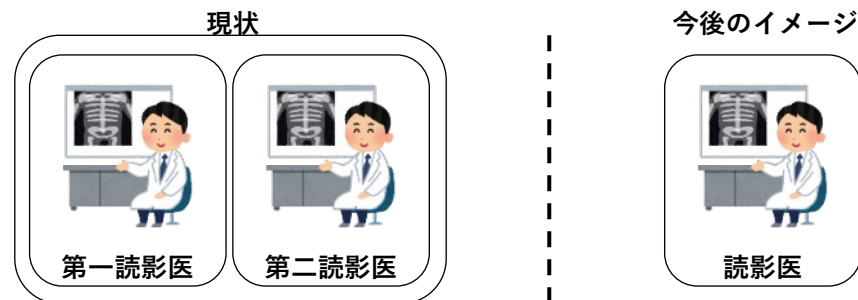
読影医の負担軽減に係る検証のイメージ

～技術革新を踏まえた検証が必要～

① AIを活用した業務フローの例



② 現行の二重読影規定の見直し



(備考) 左図：厚生労働省健康局長通知別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日付)により作成。

右図：厚生労働省がん検診のあり方に関する検討会(令和8年3月23日)資料3により作成により作成。

「規制改革推進に関する答申」 実施事項

強い経済の実現

令和8年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置等

被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化

(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針)

概要

ドラッグ・ラグ／ロスの解消や**我が国の創薬力を強化**するため、**治験依頼者による治験審査委員会の選定を可能**とすることや、**治験審査委員会として満たすべき基準の明確化**、**治験審査委員会等の質の担保・向上に資する方策**等により、**国内での国際共同治験等を推進**する。

ドラッグ・ラグ／ロスの現状

～国際共同治験等を推進する必要～

欧米で承認されている医薬品の
日米欧での承認状況

国際共同治験の実施数
(2000～2023年累計)

	承認済		未承認		順位	国名	試験数
	承認済	未承認	うち 開発中	うち 未着手			
米国	136	7	3	4	1	米国	13,576
欧州	86	57	26	31	2	ドイツ	8,500
日本	0	143	57	86	3	カナダ	7,769
					4	スペイン	7,708
					5	英国	7,237
					⋮	⋮	⋮
					19	日本	2,698

治験審査委員会の審査負担

～我が国の審査回数・日数は米国の約2倍～

治験審査委員会の開催回数

	日本	米国
平均値	57.3回	28.0回

2.0倍

治験審査委員会の承認を得るまでに要した日数

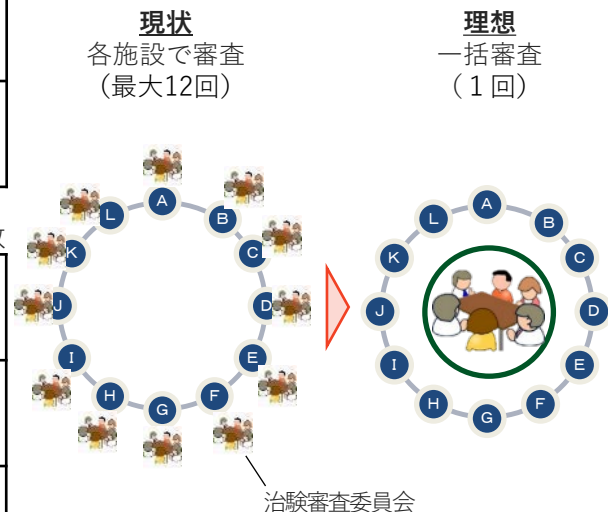
	日本	米国
平均値	123日	56日
中央値	143日	85日

2.2倍
1.7倍

治験審査の効率化

～一括審査を推進する必要～

12施設 (A施設～L施設) で共同治験を行う場合の例



(備考) 左図：創薬力向上のための官民協議会（令和7年9月1日）資料3により作成。左中図：医薬産業政策研究所「近年における国際共同治験の動向調査－2023年までの動向とアジア地域について－」により作成。中上図：令和6年度治験エコシステム導入推進事業成果報告会資料により作成。中下図：健康・医療・介護ワーキング・グループ（令和6年3月7日）資料1～2により作成。右図：健康・医療・介護ワーキング・グループ（令和6年3月7日）資料1～3により作成。

強い経済の実現

令和8年検討開始、結論を得次第速やかに措置

1年単位の変形労働時間制における労働日等の特定の在り方

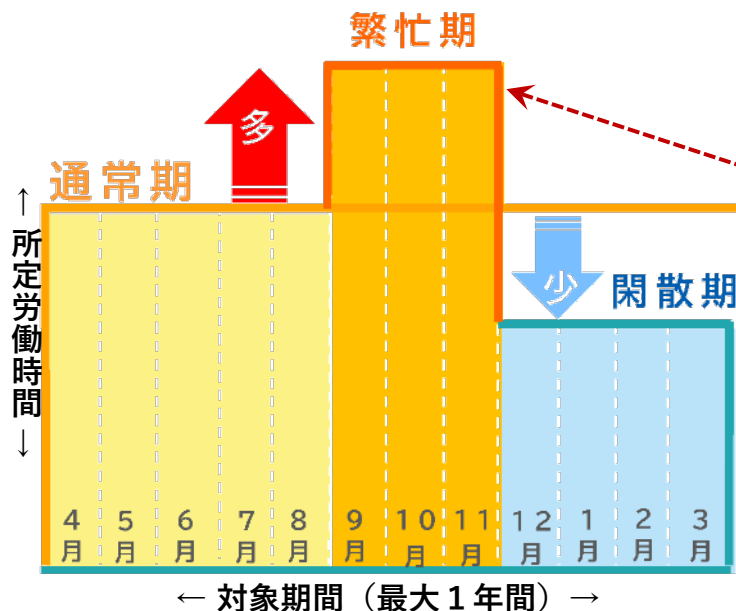
(労働基準法・施行規則等)

概要

建設業や運輸業など季節によって繁忙の差が大きい業界で活用が推進されている1年単位の変形労働時間制について、使用者による勤務シフトの確定・変更ルールを柔軟化し、悪天候や工期遅延など突発的な事象に対応しやすくする。

1年単位の変形労働時間制

～活用促進により、時間外・休日労働の減少といった労働者に対する便益も見込まれる～

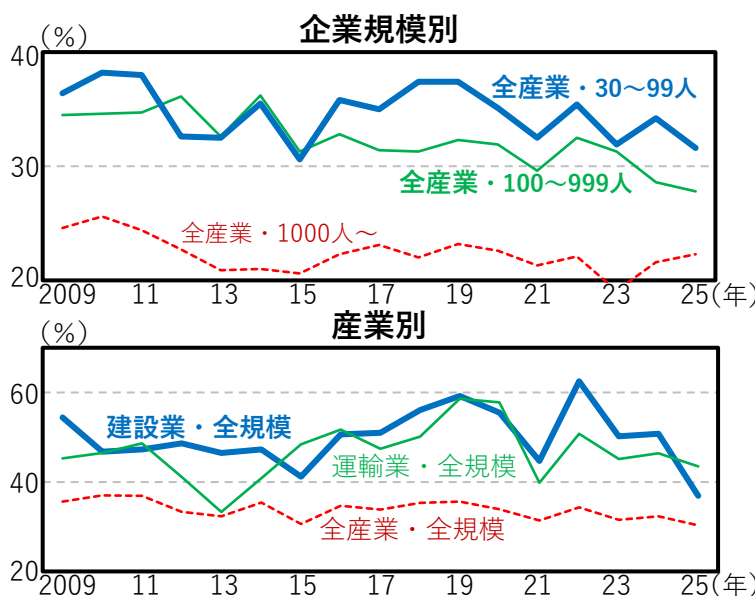


- ・ 所定労働時間について、1年間を平均して1週40時間となる範囲で、特定の日・週において、**法定時間を超えた労働（1日10時間、1週52時間まで）が可能。**

- ・ 勤務シフトは対象期間**30日前までに確定**する必要があり、原則、**事後変更不可。**

1年単位の変形労働時間制の導入割合推移

～導入割合は横ばいであり、運用改善が課題～



「規制改革推進に関する答申」 実施事項

強い経済の実現

令和8年検討開始、結論を得次第速やかに措置

裁量労働制の適用対象業務の在り方

(労働基準法・施行規則等)

概要

健康確保、長時間労働防止、適切な処遇確保などの濫用防止措置を前提に、業務の遂行手段や時間配分の決定を労働者に委ねる 裁量労働制の対象の在り方について見直し を行う。

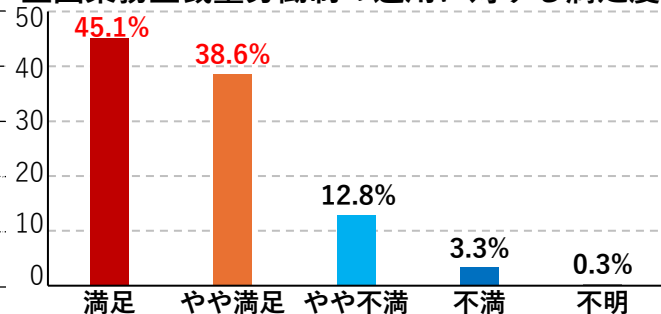
裁量労働制の状況

～裁量労働制の適用割合は現状極めて低いが、満足度は高く、一定の適用希望も存在～

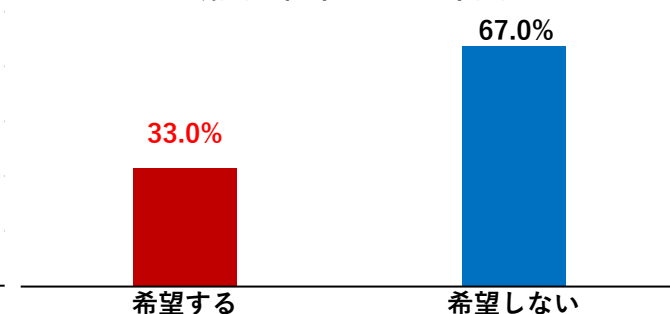
裁量労働制の適用労働者割合

企業規模	専門型	企画型
合計	1.1%	0.3%
1000人以上	1.6%	0.4%
100～999人	0.9%	0.2%
30～99人	0.8%	0.1%

企画業務型裁量労働制の適用に対する満足度



裁量労働制の適用希望



裁量労働制の新規適用ニーズがある業務の例

一部混在する業務

A業務(企画・立案・調査・分析)



裁量がある業務



B業務(例:プロジェクト型業務、安全衛生委員会への出席等)



一部裁量がない業務

問題解決型提案業務

企画・立案



裁量がある業務

調査・分析



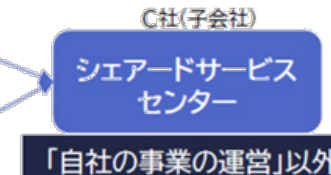
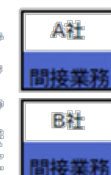
一部裁量がない業務

交渉



シェアードサービス業務

グループ会社



(備考) 上図：厚生労働省「裁量労働制実態調査」(令和3年8月)、厚生労働省「令和7年就労条件総合調査」、日本経済団体連合会「ホワイトカラー労働者の裁量労働制適用ニーズ等に関する調査結果」(令和7年11月、標本数1,083)により作成。下図：第8回働き方・人への投資ワーキング・グループ(令和8年4月14日)資料1により引用・作成。シェアードサービス業務とは、「グループ会社や複数の企業で重複する人事・経理・情報システムなどの間接業務について、定型業務のほかに企画・立案業務などを別会社に集約・標準化し、効率化を目指す仕組み」とされている。

強い経済の実現

令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置等

無人航空機（ドローン）の社会実装の促進

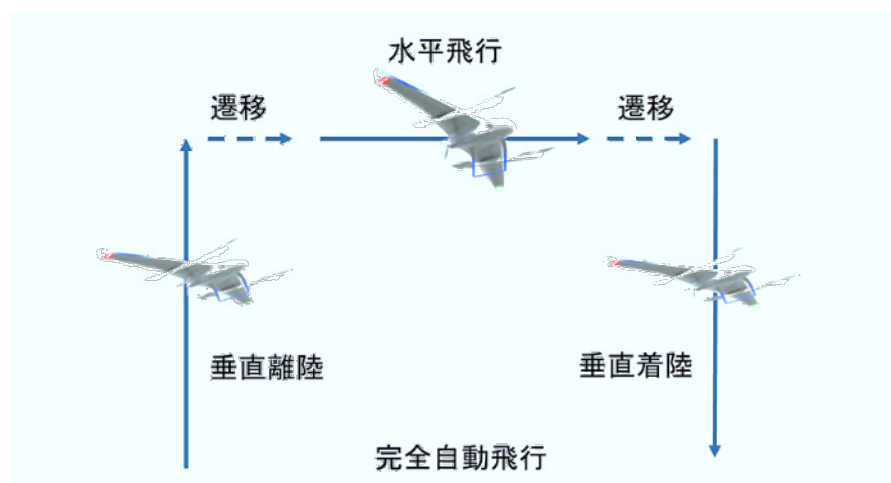
（航空法施行規則、無人航空機操縦士実地試験実施基準、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示等）

概要

高速・長距離飛行が可能で測量・点検・輸送等での活用が期待されている **VTOL（垂直離着陸）型ドローンの操縦ライセンスの見直し**や **ドローンの電波利用に係る環境整備等**を行うことで、**ドローンの社会実装と国産ドローンの輸出を促進**する。

VTOL型ドローンの飛行イメージ

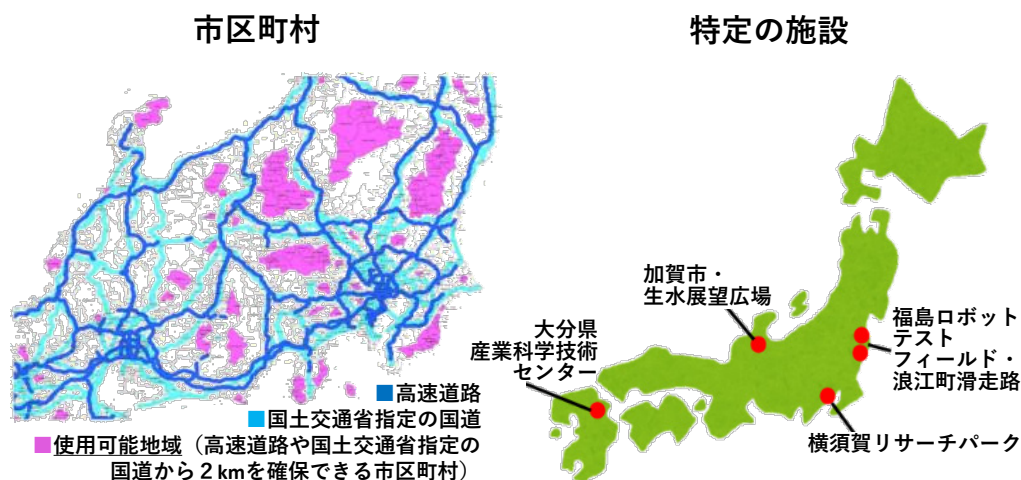
～自動操縦によって滑走路を用いず垂直離発着が可能～



VTOL型ドローンの操縦ライセンス制度において求められている **滑走路を用いて手動操縦で離発着する技能**は、**運航実態と乖離**しており、**見直し**。

5.8GHz帯における特定実験試験局の使用可能地域

～海外主要国では5.8GHz帯の利用が普及。国内では使用可能地域は限定的～



国産ドローンの競争力強化と輸出促進に向けて、**5.8GHz帯の特定実験試験局の開設区域を拡充**するとともに、**ドローン・衛星の直接通信を可能**とする。

強い経済の実現

令和8年結論、結論を得次第速やかに措置等

A I時代に対応する規制・制度改革の在り方

(産業競争力強化法関係、行政機関による法令適用事前確認手続の導入について、国家戦略特区法関係等)

概要

A Iをはじめ急速に進歩する新たな技術等の社会実装を促進するための迅速な規制・制度改革の在り方として、府省庁横断の連携体制を強化しながら、情報収集・分析の効率化、調査・実証の早期化、各規制改革関連制度の積極活用、検討期限の事前設定などによる制度改正の迅速化に取り組む。

～新たな技術等に対応する迅速な規制・制度改革～

事業者等における新たな技術等の社会実装のニーズ

情報提供

規制・制度改革に向けた情報収集・分析の効率化

- ・ 新たな技術等の社会実装に携わる事業者等からの情報を効率的に収集・分析する仕組みの構築

→リアルタイムな課題の把握

規制・制度改革のための調査・実証の早期化

- ・ 調査・実証が必要となるにもかかわらず調査・実証を行うための予算が確保されていない場合に備える支援を実施

→調査・実証の速やかな実施

規制・制度改革に向けた原則の設定による制度改正の迅速化

- ・ 各府省で個別の規制・制度改革を議論する際にA Iなどの技術等の進歩速度を踏まえた検討期限を事前設定すること
- ・ 法律制定・改正の際に今後の技術等の動向や社会実装の状況などを踏まえた柔軟な更新を前提とする規定とすること
(このため、例えば、参考となる規定の事例を展開)
- ・ 法令の解釈や運用の明確化などガイドライン等のソフトローを活用・見える化すること

などを推進

→制度改正の迅速化・柔軟化

改革後の規制
→制度の実施

事業者等による新たな技術等の実証・社会実装の迅速化

相談申請

各規制改革関連制度の積極活用・活性化

- ・ A I分野をはじめとして規制のサンドボックス制度における実証の迅速化・利活用促進
- ・ ノーアクションレター制度の実態の把握
- ・ グレーゾーン解消制度や新事業特例制度も含め、ニーズに対応する活用の拡大

→規制・制度改革の検討にも活用できるデータの充実

強い経済の実現

令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置等

独占禁止法等に基づく議決権保有制限の見直し

(独占禁止法・施行令等)

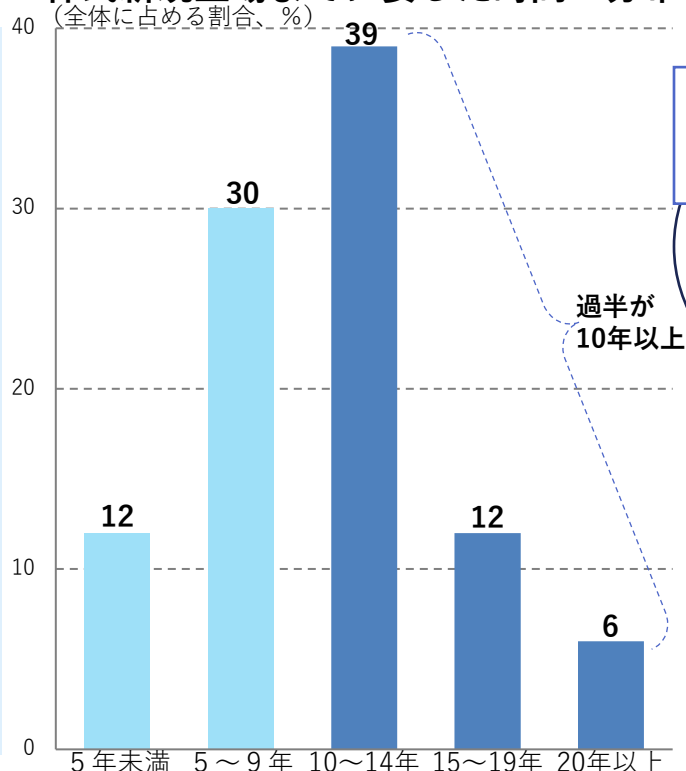
概要

独占禁止法等における銀行・保険会社の議決権保有制限を見直し、バイオ・創薬等をはじめ事業化まで長期間を要する分野のスタートアップなどへの資金供給を拡大する。

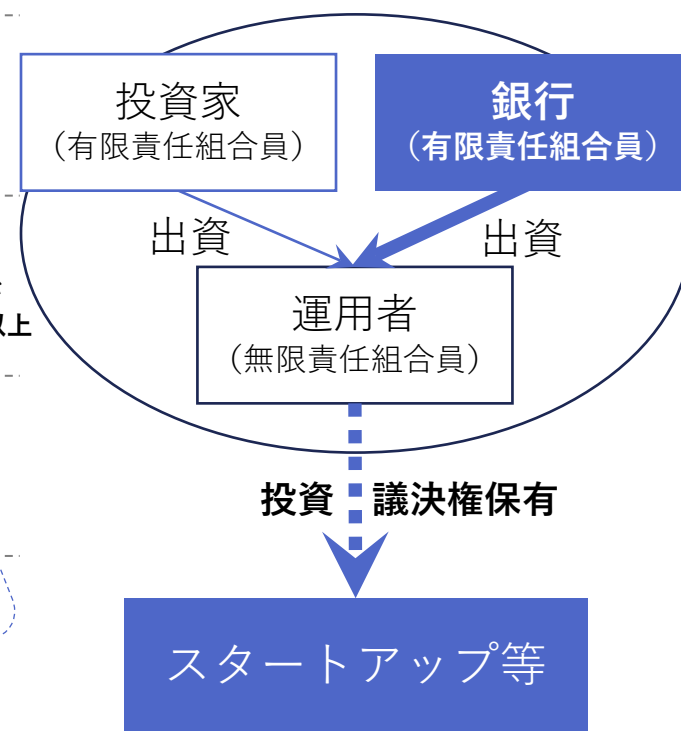
議決権保有制限の弊害

- 独占禁止法では、投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として他社の議決権を保有する場合※であれば、10年間に限り特段の手続なく銀行は5%（保険会社は10%）超の保有が可能だが、10年を超える場合には、公正取引委員会の認可が必要。
- 出資段階では認可を得られるかの確証がなく、事業化まで長期間（10年超）を要する分野のスタートアップへの投資が見送られる場合あり。

大学発ベンチャーが設立から株式新規上場までに要した時間の分布
(全体に占める割合、%)



投資事業有限責任組合を通じた議決権保有の仕組み



強い経済の実現

令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置

会社法の見直し（株式対価M & A、実質株主確認制度等）

（会社法）

概要

会社法において、株式対価M & Aの一類型である株式交付の使い勝手の改善や、企業と株主の建設的・実効的な対話を促進する実質株主確認制度の導入などの見直しを行うことで、我が国企業による投資を促進し、これら企業の中長期的な価値向上と国際競争力の強化につなげる。

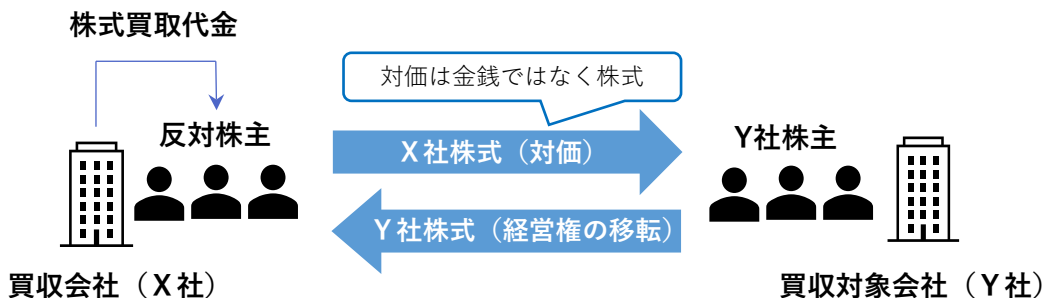
株式対価M & A（株式交付）の課題

成長投資に必要な資金が流出することを防ぐため、反対株主による株式の買取請求権を撤廃することが重要。

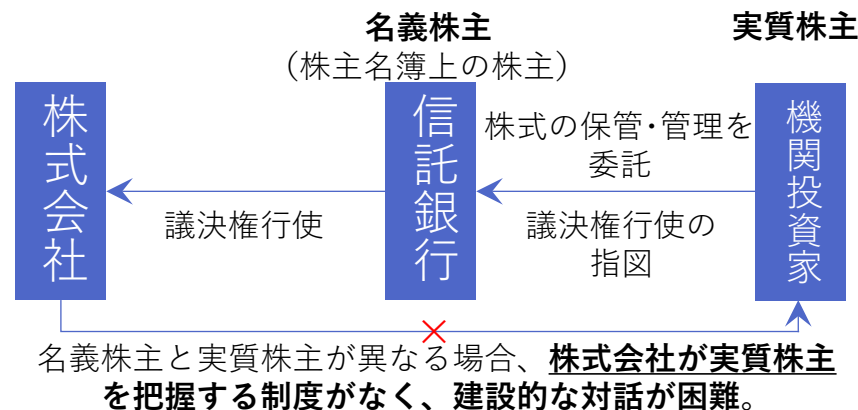
実質株主確認制度の課題

建設的な対話の促進のため、実質株主確認制度を導入する方向だが、実効性担保の観点から、正しい情報を提供しない場合には、議決権の停止を可能とすることが重要。

反対株主の株式買取請求権



信託銀行を経由した議決権行使の流れ



強い経済の実現

令和8年度調査・検討、令和9年度結論を得次第速やかに措置等

技術基準適合証明等の見直し

(電波法、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則、電波法施行規則)

概要

電波を利用する機器のための技術基準適合証明（技適）等において、我が国の産業競争力強化の観点から、実験等可能期間を180日とするルールや機器へのマークの表示方法などの制度の見直しを行う。

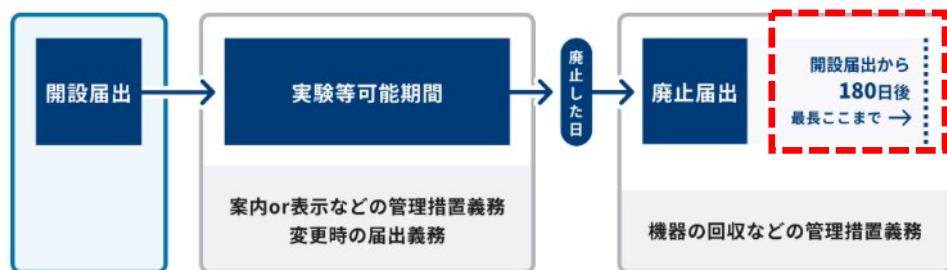
実験等の特例制度（180日ルール）

技適未取得の機器であっても、実験等を目的とする場合、届出の上、180日に限り利用可能だが、より長期の実験ニーズを踏まえ、期間を延長。

技適マークの表示方法の緩和

技適を取得した機器は、技適マークの表示が必要だが、デバイスの小型化・多様化を踏まえ、表示方法を拡充（例えば取扱説明書のみでの表示等）。

180日ルールにおける実験の流れ



特例により可能となる実験等の例



技適マークを表示する場所



強い経済の実現

令和8年度内を目途にできる限り早期に結論・速やかに措置

ワイヤレス電力伝送システムの見直し

(電波法施行規則、無線設備規則、無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件等)

概要

工場・倉庫等におけるセンサなどの機器への給電を効率化させる空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムについて、5.7GHz帯における利用条件等の電波利用規制を見直し、社会実装とIoTを促進する。

空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムについて

概要

- ・電力が電波として空間を伝わる形で機器に給電。
- ・給電のための配線や電池交換は不要。工場・倉庫等におけるセンサの大量設置や常時モニタリング、遠隔操作などが容易となり、工場・倉庫等全体の効率化・自動化につながる。

課題

- ・電波を発する機器は総務大臣の免許が原則必要だが、電力供給力が高く用途の拡大が見込める5.7GHz帯における免許を取得した本システムは1局のみ（令和8年4月時点）。
- ・背景として、給電機器を天井に設置し下方向に給電しなければならないことなどの利用条件の限定が挙げられる。

想定される事例

～倉庫の各棚に設置された電子棚札への給電～



電波で
給電

→他の無線システムとの共用及び人体への安全性に配慮しつつ、設置の自由度を高めるなどの技術的
条件の審議を行うための作業班を情報通信審議会に設置し、その審議結果も踏まえて電波法施行
規則・告示等の改正を含む技術基準を検討。

強い経済の実現

措置 済

蓄電池の導入促進に向けた消防法令における取扱いの明確化

(消防法、危険物の規制に関する政令・規則)

概要

蓄電池の導入促進の観点から、安全性を確保しつつ、蓄電池の効率的な設置が可能となるよう、蓄電池設備周囲に空地を求める規制において、**蓄電池設備と付帯する変圧器等は一体の設備**であり、**両者間に空地が不要**であることを明確化する。

蓄電池の導入促進と効率的な配置の重要性

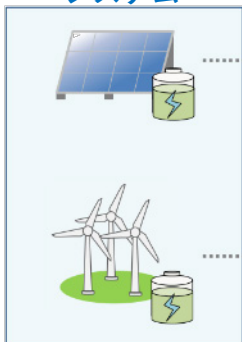
～変電所や送電線へのアクセスが良い場所は既に工場や住宅等に利用～

蓄電池設備と付帯する変圧器等の間の空地の在り方

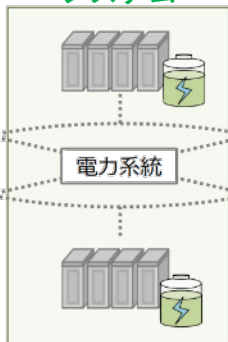
～市町村等によって空地の要否についての見解が異なる場合が存在～

エネルギー安全保障の確保及びカーボンニュートラルの実現に向けて、蓄電池の導入促進により、**出力が変動する再生可能エネルギーの脱炭素電源による安定的な電力供給**や、**災害の激甚化に対応する防災力・レジリエンスの強化**が不可欠。このため、**限られた敷地に蓄電池を安全性を確保しつつ効率的に設置**することが重要。

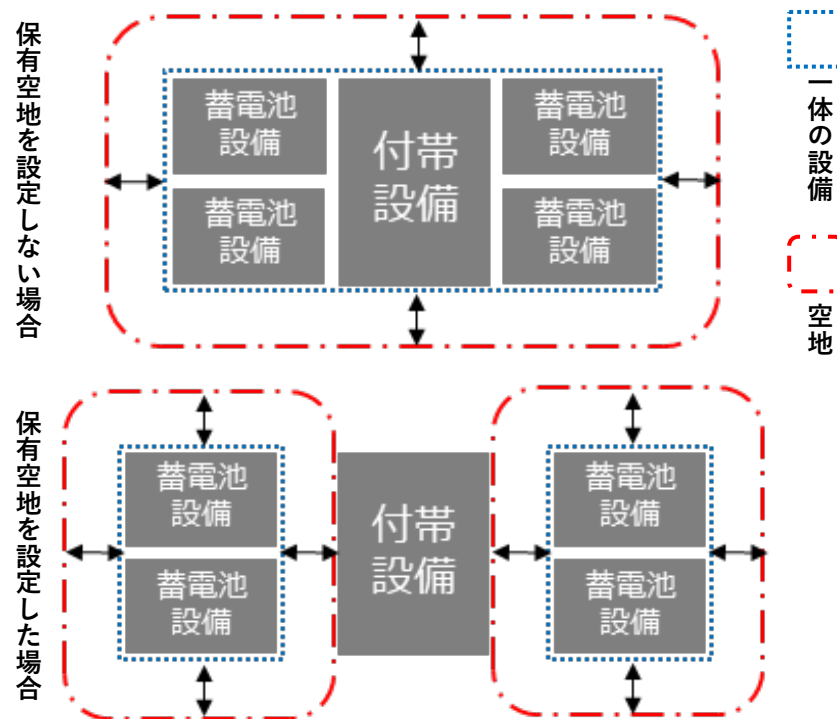
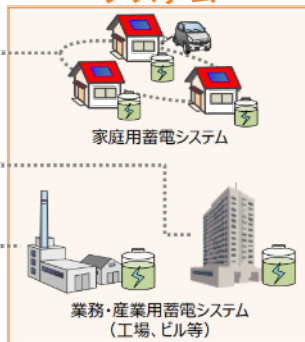
再エネ併設蓄電システム



系統用蓄電システム



需要家側設置蓄電システム



強い経済の実現

令和8年度措置

次世代型太陽電池の普及促進

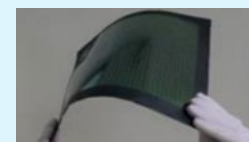
(消防庁太陽光設備安全対策ガイドライン、工場立地法運用例規集、発電用太陽電池設備技術基準（経済産業省令）等）

概要

ペロブスカイト太陽電池をはじめ軽量・柔軟などの特徴を有する次世代型太陽電池の普及促進に向けて、従来の太陽電池では困難な壁面・窓面等への設置を進めるため、特徴を生かす形で、法令等の適用についての整理・明確化を行う。

次世代型太陽電池の主な特徴と普及促進に向けた課題

- (特徴)・軽量・柔軟などの特徴を有し、耐荷重性の低い建物の壁面・屋根など、これまで設置が困難だった場所に、設置することが可能。
- ・建物の窓面などにも、建材の一部として設置することが可能。



フィルム型



建材一体型

ガソリンスタンド・自動車工場等での設置時における安全対策

ガソリンスタンド・自動車工場など危険物を取り扱う施設に太陽電池を設置する場合、太陽電池をカバーガラスで挟み込む必要があり、軽量・柔軟等の特徴を損なう。

→軽量・柔軟等の特徴を損なわない安全対策を整理し、ガイドライン等で明確化。

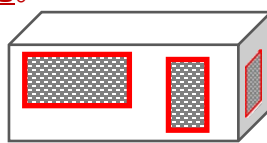


危険物とされる物品を取り扱う施設の例

工場立地法に基づく環境施設面積の測定方法

環境施設として太陽光発電施設の面積を測定する場合、通常の水平面での測定方法では、壁面等に設置された太陽電池の面積が十分に評価されないケースあり。

→対象物を正面から見た面積でも測定できることとし、運用例規集やFAQ集等で明確化。



壁面等に設置された太陽電池の面積の測定

建材としての安全確保における設計用荷重の算出方法

太陽電池を建材の一部として設置する場合、耐風圧や積雪荷重からの安全確保のための強度の算出方法が、建材としての建築基準法、電気工作物としての電気事業法のいずれに基づくのか不明確。

→適用法令を整理し、通知・省令等で明確化。



安全確保の基準に関する適用法令が不明確

強い経済の実現

令和8年検討開始、令和8年度措置

太陽光発電設備の使用前自己確認の見直し

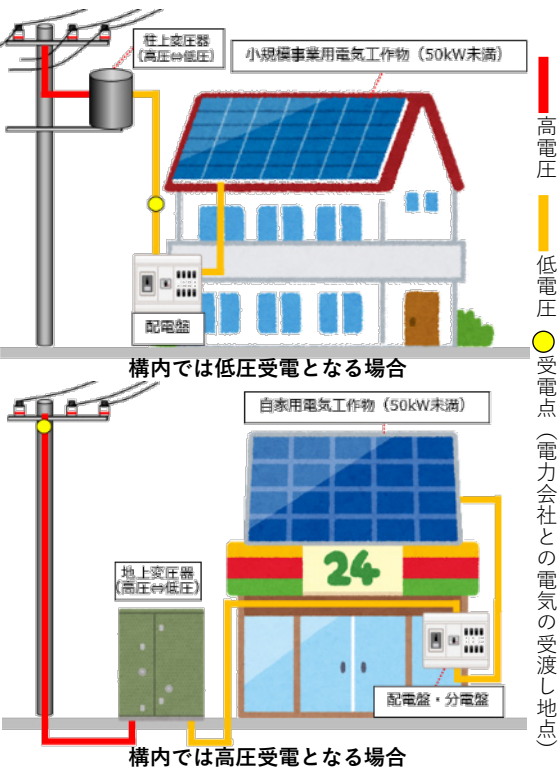
(使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈(経済産業省通知)等)

概要

太陽光発電設備の使用開始前に設置者が行う安全性の確認において、一部の試験を省略できる要件の適正化や、運用の統一化、届出手続の適正化を行うとともに、これらを明確化することなどにより、脱炭素電源の導入を促進する。

太陽光発電設備の使用前自己確認の課題

～試験項目を省略できる要件や範囲を明確化することが重要～



課題1：自己確認において、必要な試験の一部の省略できる要件が実際のリスクと乖離
(規定) 特定の第三者認証を取得している場合、現地での負荷遮断試験*の省略が可能。
(運用) 受電点の場所によって省略の可否が変わり、実際のリスクなどに比して過度な規制。
→安全性を整理した上で省略要件を見直し、通知等で明確化。

※太陽電池で発電された電気を止めても安全か確認する試験

課題2：自己確認において、産業保安監督部ごとに省略可とする試験の範囲に差異
(規定) 特定の規格に基づく温度上昇試験を実施していれば、現地での負荷試験*の省略が可能。
(運用) 全項目の試験を省略可とするケースと温度上昇試験のみ省略可とするケースが混在。
→試験の実施目的を考慮し、省略の在り方を整理した上で、通知等で明確化。

※太陽電池で電気が発電された際に各設備の温度上昇、異常振動、異音等の有無、高調波(電気の波形の歪み)を確認する試験

課題3：自己確認の結果について、届出であるにもかかわらず、実質的に申請と同等な手続
(規定) 届出は「提出先に届いた時点で義務を履行」となる手続。
(運用) 実質的に申請と同等に扱われ、手続に時間を要し太陽光発電設備の稼働が遅れる懸念。
→法令の規定や制度趣旨に沿った手続を実施。

強い経済の実現

措置 済

家電製品の再生材活用・リサイクルの促進

(器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ & A)

概要

リサイクルが義務化されている家電四品目のうち冷蔵庫及び冷凍庫の製造において、人の健康を損なうおそれがないことを前提に再生材の利用が可能な範囲を明確化することで、プラスチックの原料となる石油の輸入依存度が高い中で再生材の利用を促進する。

再生材活用促進とポジティブリスト制度の概要と課題 ～安全性を確保しつつ再生材の活用を促進する取組が重要～

再生材の活用促進

- 再生材利用も含め資源循環の促進が重要であることから、家電四品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）のリサイクル義務化。

ポジティブリスト制度

- 食品用器具・容器包装に利用可能な再生材（合成樹脂）の物質を限定列挙。
- 一方、通常の使用の範囲において食品が接触するおそれがない部位は、ポジティブリスト制度の対象外。

食品用器具・容器包装の例



…制度の対象外の箇所には、幅広い再生材が使用可能であるが、冷蔵庫及び冷凍庫については、通常の使用の範囲において食品が接触するおそれがない部位が不明確であり、再生材の使用が慎重な実態。

ポジティブリスト制度の対象外となる部位の明確化 ～具体的な部位の例や判断の考え方を示す～

冷蔵庫において再生材を使用できる部位の具体的な例示



- ①食品が収納される部分と物理的に隔てられた構造部分（ケース外側の構造部分、引き出しの外枠等）
- ②通常、容器に入れられた又は包装された食品のみを収納する部分（冷凍庫、扉ポケット等）
- ③通常の冷蔵室等にあっては、食品を置く部分（食品が収納される部分と物理的に隔てられていない底面、棚板、ケース等）以外の部分（天井、側面、背面、扉の内面）

強い経済の実現

令和8年検討開始、令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置

弁護士法における AI 活用の更なる明確化

(弁護士法)

概要

企業法務において契約書を自動作成・更新するなどの AI を用いたリーガルテックを活用したサービスについて、今後の技術水準の向上も見据えながらサービスの提供に対する規制の在り方を検討し、開発・提供・利用の拡大を推進する。

AI を用いたリーガルテックを活用したサービスの進展

～技術水準の向上に伴いリーガルテックも進化～

第1世代 (2018年～)

- ・契約書自動レビュー
(ひな型と照合)
- ・契約書自動作成
(ひな型を利用)
- ・締結後の契約管理

第2世代 (2023年～)

- ・生成 AI 活用：
文章要約・
データベース検索
- ・修正案提示・
ユーザー指示対応

第3世代 (2025年～)

- 生成 AI を利用した
エージェント機能
- ・契約書自動作成・
自動修正
- ・AI による法務相談
案件の前裁き (問合せ・
情報収集) ・
初期回答

書面審査業務の例

～AI の活用によって人手を真に必要な作業に重点化することが理想～

各部門が契約書・広告・
支払督促の書面等を作成



(現状)

法務部門が人手で
適法な書面に修正



(理想)

AI が書面を自動修正し
人手で最終チェック



契約書等の審査業務への AI 導入効果の推計例

～人材不足を AI が補うことで、経営環境の複雑化やガバナンス強化に対応～

- 日本全体で法務業務を担う組織を持つ企業：6,000社
法務業務従事者は、1社当たり平均8.5人であることから、
6,000社×8.5人＝約5万人について、
労働時間の1割の業務削減・業務振替効果が期待
- 日本全体で法務業務を担う組織を持たない企業：約399万社
専門部署を持たなくても、契約の適法性等を容易に確認でき
ようになり、事業規模等による企業間の法務格差を是正



弁護士法の規定

～法律事務における AI の活用は、非弁行為に当たるおそれ～

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第72条 **弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。**

強い経済の実現

措置 済

研究開発法人のイノベーション力向上のためのA I等の利活用促進

(政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群)

概要

研究開発法人が適切な情報セキュリティ対策を講じつつ A I等の最先端のクラウドサービス を利活用するための具体的な要件等を明確化することで、研究開発法人におけるA I等の研究開発や利活用を促進する。

研究開発におけるA I等の利活用ニーズの例

～研究開発の各工程ではA I等を利活用する様々なニーズが存在～

研究において必要な具体的な作業

作業に資するA I等サービス

関連研究の調査

- ・文献の検索・読解
- ・分野のサーベイ

- ・論文検索
- ・自動翻訳

仮説生成と実験計画

- ・仮説・実験計画のブレインストーミング・作成

- ・対話（チャット）
- ・議事録作成

実験/観測の実施

- ・実験の実施
- ・実験結果の集計・分析
- ・アルゴリズム・ソフトウェアの開発

- ・プログラムコード生成
- ・オンライン計算

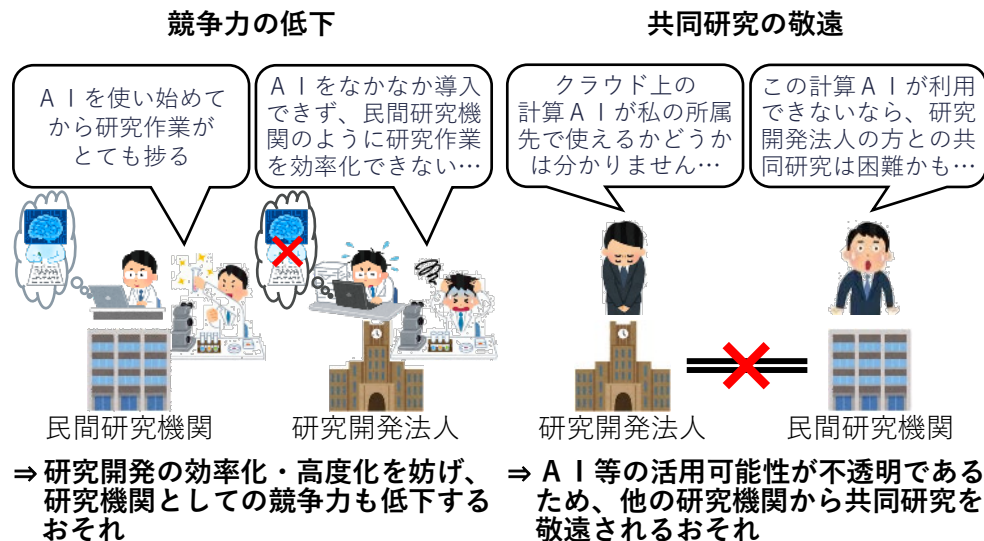
研究成果の創出

- ・論文の執筆
- ・特許の申請
- ・研究成果の公開

- ・文書校正
- ・データ・モデル共有

研究開発法人においてA I等が利活用できないことに伴う問題

～利活用の要件等が明確化されておらず、利活用を躊躇する例あり～



→ A I等の最先端のクラウドサービスを選定・利活用する際の具体的な要件・方法・事例等を整理した上でガイドライン等として明確化。また、各府省庁に対して、法令等の根拠規定がないにもかかわらず許可申請を求めるといった過剰な対応を所管の研究開発法人に要求しないことなどを周知。

強い経済の実現

令和8年度上期措置等

A I を活用した採用代行の職業安定法上の許可要否及び許可要件の明確化

(募集情報等提供と職業紹介の区分について)

概要

A I 採用代行サービスについて、A I による行為の職業紹介への該当の是非や有料職業紹介事業の許可の要否を明確化するとともに、実態を調査し、職業紹介事業の許可要件・義務の運用の見直しを行うなどにより、我が国の労働力の需給調整機能の向上等につなげる。

A I を採用代行業務で活用する際の業務フローの例と課題

～あっせん（意思疎通の加工）に該当し職業紹介事業許可が必要になる場合を明確化することが必要～



Designed by Freepik

判断に迷う例

AIによる求人票やスカウトメールの作成/配信は「意思疎通の加工」か？

判断に迷う例

AIが面接代行時に求職者へ追加質問を実施することは「意思疎通の加工」か？

判断に迷う例

問い合わせ対応は「意思疎通の加工」か？

強い経済の実現

令和8年度措置等

政府情報システムの調達・開発等におけるAI駆動開発の導入促進

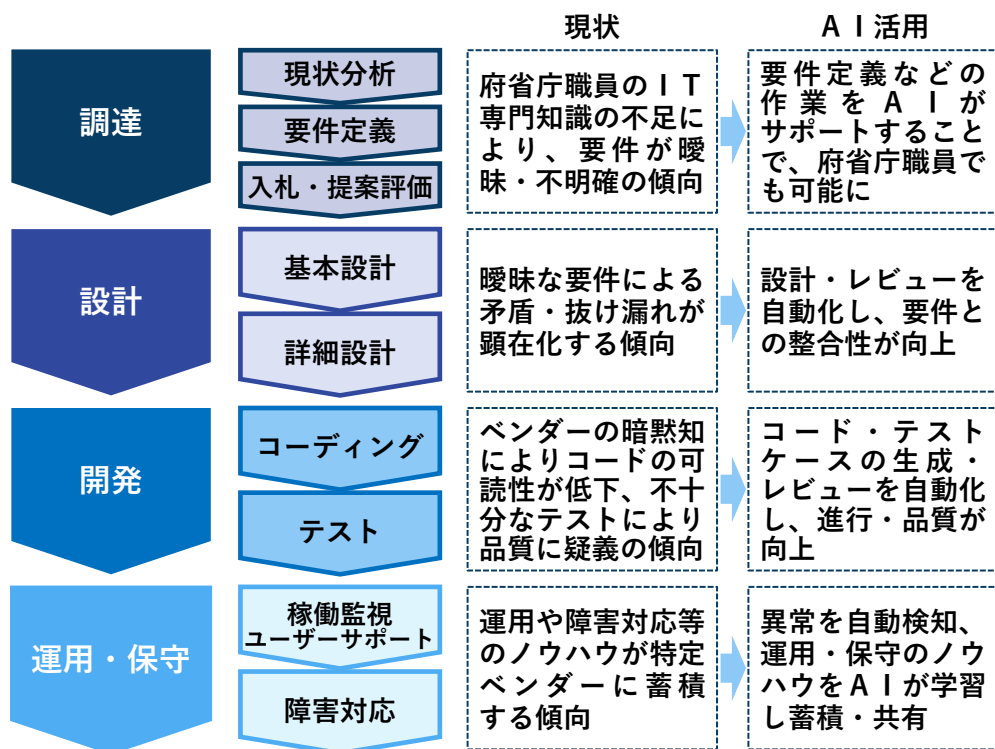
(デジタル社会推進標準ガイドライン群)

概要

情報システムの作業におけるAIの活用が進む中で、政府情報システムの調達・開発等においても、AIの活用を促進するためのルールの明確化などの環境整備を行うことで、作業の効率化・高度化や中小企業・スタートアップの参入機会の拡大を促進する。

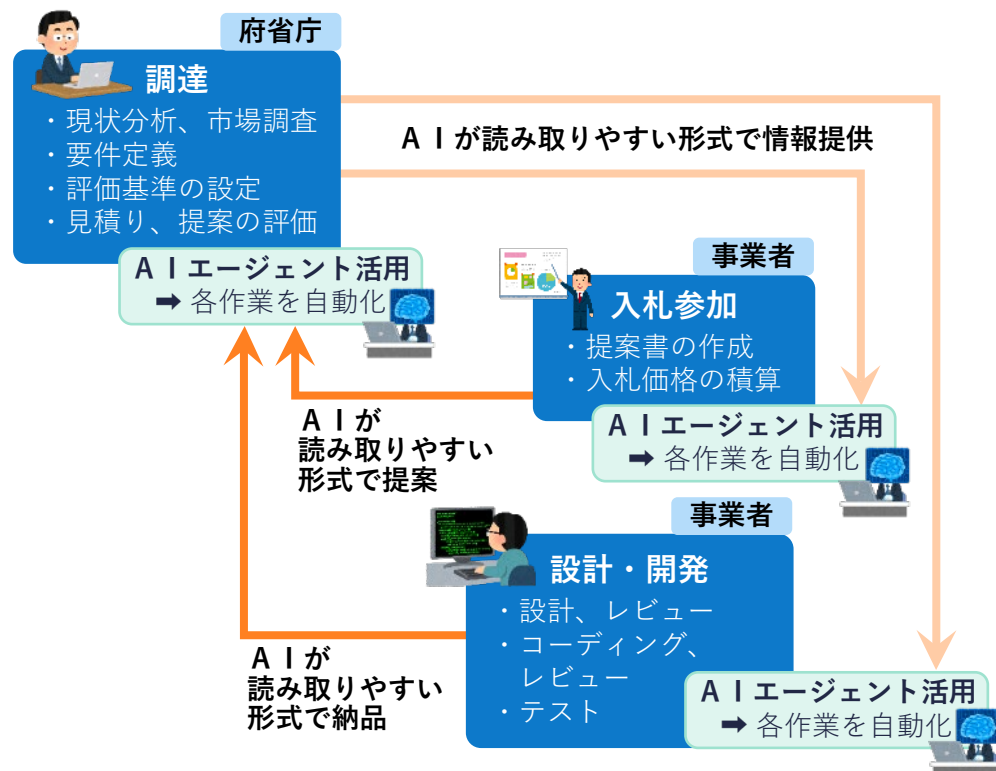
政府情報システムの調達・開発等における各工程

～AI活用により各工程の作業の効率化・高度化～



AIを活用したシステム開発におけるデータの循環

～データをAIで読み取りやすくすることにより、作業が効率化～



強い経済の実現

令和8年結論・措置

フィジカルAIを活用した歩行型ロボットの社会実装に向けた公道実証実験の推進

(歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準等)

概要

脚で歩いて移動する歩行型ロボットについて、道路交通法における道路使用許可の基準や、道路運送車両法における取扱いを明確化することで、歩道での実証実験を実現し、フィジカルAIの社会実装を促進する。

現時点で可能な歩行型ロボット公道実証実験の現状

～ロボットと一般の歩行者を分け隔てるのが条件。本格的な実証に限界～



歩道に専用エリアを設置することにより一般の歩行者と分離▼

▲縄で囲むことにより一般の歩行者と分離



→歩行者と歩道を共有・共存する形での道路使用許可が得られておらず、実験計画の中止や計画変更が発生。安全性データ収集や自律稼働に必要なAI学習が行われず、国内の歩行型ロボット開発や活用に支障。

(備考) デジタル・AIワーキング・グループ (令和8年4月30日) 資料1-2により作成。

歩行型ロボットの法令上の取扱い

～本格的な実証のための法令上の取扱いが不明確である実態～

道路交通法 (警察庁所管)

- 歩道での実証実験に必要な道路使用許可基準において、現状、歩行者として取り扱われる遠隔操作型小型車などの既存区分とは異なり、「歩行型ロボット」の取扱いが不明確。

道路運送車両法 (国土交通省所管)

- 歩道を含む公道を通行するためには、道路運送車両法において、道路運送車両に該当しないこと又は保安基準の緩和認定を受けることなどが必要であるが、「歩行型ロボット」の取扱いが不明確。

(参考) 道路交通法において歩行者として取り扱われる車の取扱いについて (令和5年2月9日国土交通省通達)

身体障害者用の車及び歩行補助車等に加え、移動用小型車、遠隔操作型小型車及び小児用の車についても、同様に道路運送車両に該当しないものと解することとする。

強い経済の実現

令和8年度措置等

次世代AIデータセンターの国内立地の加速

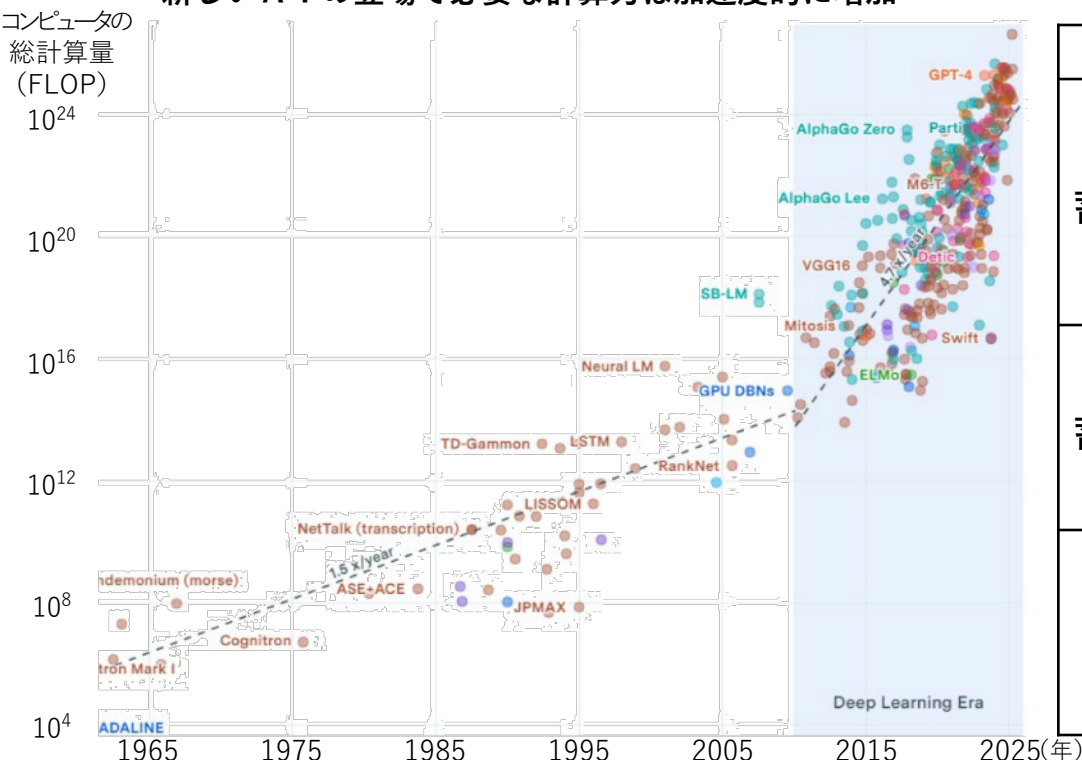
(消防庁通知、総務省令、国土交通省告示、建築基準法関係)

概要

AIに必要な計算量・消費電力の増加に伴い、次世代AIデータセンターの国内整備が必要となる中、データセンターに格納するリチウムイオン蓄電池について、国際基準等を踏まえ、安全性の確認を前提として、消防法令や建築基準法令における扱いの見直し等を行う。

A I 開発に必要な計算量の推移

～新しいAIの登場で必要な計算力は加速度的に増加～



大容量のリチウムイオン蓄電池における制度上の課題

～国際基準を踏まえ安全性を確保しつつ見直し～

	現状の課題	今後のイメージ
リチウムイオン蓄電池の試験基準 (消防法)	現状の日本独自の試験基準は、次世代AIデータセンターには適用困難。	国際的な基準と同等の試験手順及び合格基準を策定。
リチウムイオン蓄電池の数量制限 (建築基準法)	消防法上の安全性が確認された場合であっても制限が適用。	消防法上の安全性が確認された場合には、適用除外となるよう、建築基準法上の制限を見直し。
消火設備 (消防法、建築基準法)	リチウムイオン蓄電池には水消火設備が有効であるが、サーバーには不活性ガス消火設備を義務付け。	近年の技術動向を踏まえ、水消火設備を導入。水消火設備導入時の排煙設備の可否を検討。

(備考) 左図：総務省・経済産業省ワット・ビット連携官民懇談会（令和7年3月21日）資料1-2により作成。FLOPは、コンピュータの演算方式の1つである浮動小数点演算の総計算量。

強い経済の実現

令和8年検討開始、令和8年度上期結論等

デジタル・AIを有効活用するための重要事項説明時における宅建士の立会いの見直し等

(宅地建物取引業法関係)

概要

宅地建物取引の重要事項説明について、AI技術やデジタル技術の進展も踏まえ、宅建士の立会いが不要である場合を明確化するとともに、これらの技術の活用に関するマニュアル等を整備・公表することで、消費者保護・利便性の向上や宅建士の業務効率化を実現する。

重要事項説明におけるルールの整備状況

～新技術に対応したルールは未整備～



対面



オンライン会議形式



録画したビデオ動画



AI



手段	オンライン会議形式	録画したビデオ動画	AI
形態	消費者が、宅建士が実施する重要事項説明を、オンライン会議を通じてリアルタイムで受ける。	消費者が、宅建士による重要事項説明の読上げ動画を、 宅建士の立会い の下、会場又はオンデマンドで視聴。	宅建士が、重要事項説明時の書類の作成や読上げ等にAI技術等を活用。 読上げには宅建士の立会いが必要。
ルールの整備状況	IT重説マニュアル	未整備 (担当者への問合せにより確認)	未整備 (現在検討中)

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年措置等

遠隔監視が担保された場合におけるわなの見回りルールの見直し（鳥獣対策）

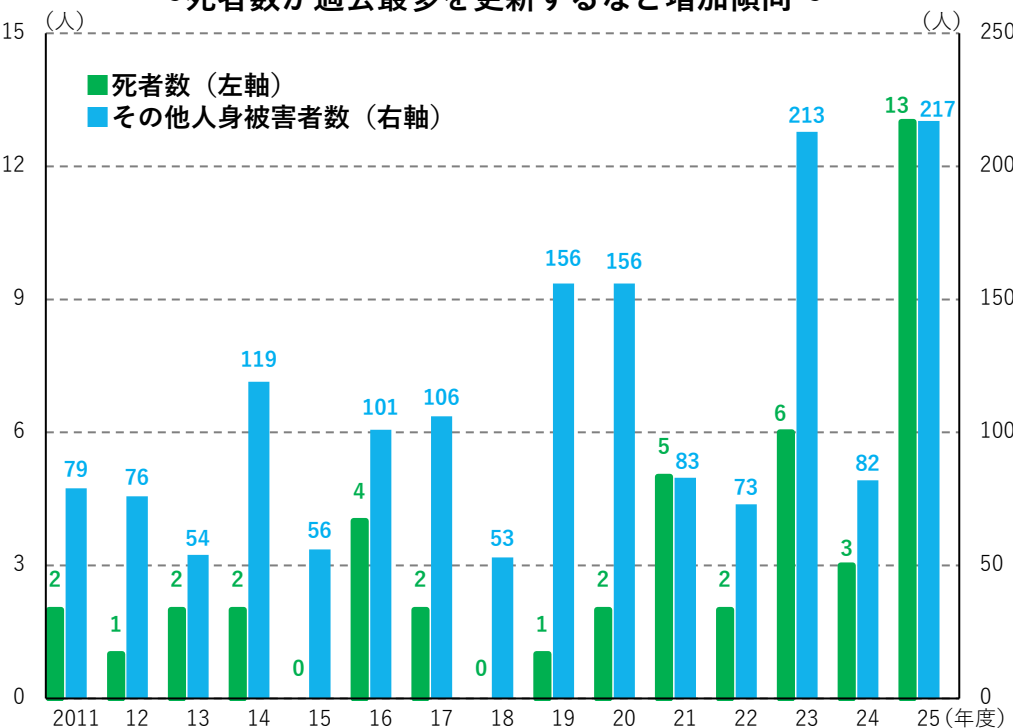
（鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針等）

概要

捕獲の担い手不足やクマによる人身被害が増加する中、わな見回りの負担やリスクの軽減に向けて、遠隔でわなを監視することが可能な ICT機器を活用する場合における合理的なわなの見回りの在り方を明確化するため、関係する指針等を改正・周知を実施する。

クマによる人身被害の推移

～死者数が過去最多を更新するなど増加傾向～



鳥獣による農林業への影響・被害



クマの食害を受けたクリ園



シカの剥皮害を受けたスギ人工林

捕獲用のわなの例



箱わな



くくりわな



囲いわな

→わなの毎日の見回りを求める都道府県が存在する一方、見回り中にクマに遭遇し負傷する事例も発生。

(備考) 左図：環境省「クマ類による人身被害について」により作成。令和7年度のデータは速報値。右上図：林野庁「森林における鳥獣害対策について」及び㈱ブランドウ・ジャパン「野生鳥獣被害防止マニュアル【総合対策編】-令和5年3月版」より引用。右下図：四国森林管理局「シカ捕獲マニュアル【設置編】」、㈱ブランドウ・ジャパン「野生鳥獣被害防止マニュアル【中型獣類編】-令和6年3月版」及び環境省「令和6年度の屋久島西部地域における計画捕獲の実施計画書」より引用。

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年措置等

未利用漁場の活用促進等を通じた漁場移転等の促進

(漁協等向けの総合的な監督指針)

概要

漁業就業者の減少や海洋環境の変化が進む中、の公募などの好事例の横展開等を行うことで、の移転・拡大や漁業への新規参入を促進する。

漁場の活用状況の透明性向上や、新規参入者
漁場の有効活用を図り、ニーズに応じた漁場

未利用漁場の活用

～漁場の活用状況を客観的に確認できるための情報開示等が重要～
海洋状況表示システム（海しる）の画面



現状の仕組みでは、漁業権の免許されている漁場であることは確認できる一方、漁場の活用状況等の情報は確認困難。

事業者等の声

釣り堀利用であっても漁場が適切かつ有効に活用されていると評価される事例あり。

地区要件の柔軟な要件への見直しが行われておらず、新規参入や事業拡大に苦慮。

見直しの方向性

活用状況のチェックシートの運用状況について、指導等の件数や事例を含め実態調査し、結果公表。

要件を見直した事例の件数等の実態調査を行い、地域の実情に応じた柔軟な要件に見直すよう通知。

漁業権の調整

～調整プロセスや不許可の理由について開示していくことが重要～



事業者等の声

都道府県に新たな漁業権の免許について相談したが、調整困難でもその理由が明らかにされない。

海区漁業調整委員会の議事録が概要版しか公開されておらず、漁業調整の透明性を損ねている。

見直しの方向性

調整困難との結論に至った事案について、結論と併せて理由を教示するよう、都道府県に通知。

海区漁業調整委員会の議事録詳細版と資料を公開するよう、都道府県に通知。

(備考) 左図：地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ（令和8年5月13日）資料1-4（海洋状況表示システム（海しる））により引用・作成。右図：水産庁「漁業権について」により作成。

地区要件とは、漁協組合員資格等の取得に当たり、所定の地区内に住所又は事業場を有することが求められる要件。

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年措置

長期相続登記等未了土地解消事業の活用の円滑化

(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係)

概要

地方自治体が増加する所有者不明土地を円滑に活用できるようにするため、**長期相続登記等未了土地解消事業と表題部所有者不明土地解消事業についての地方自治体からの要望を法務局が一括して照会**するなどにより、地域経済の活性化につなげる。

所有者不明土地に関する2つの解消事業

長期相続登記等未了土地解消事業

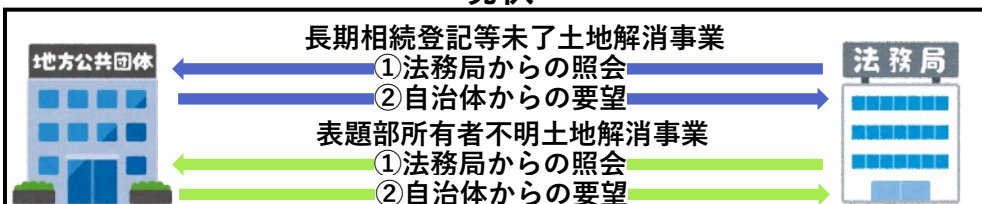
相続人である所有者が不明な土地について、法務局が当該所有者を探索する仕組み

表題部所有者不明土地解消事業

表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない土地について、法務局が当該表題部所有者を探索する仕組み

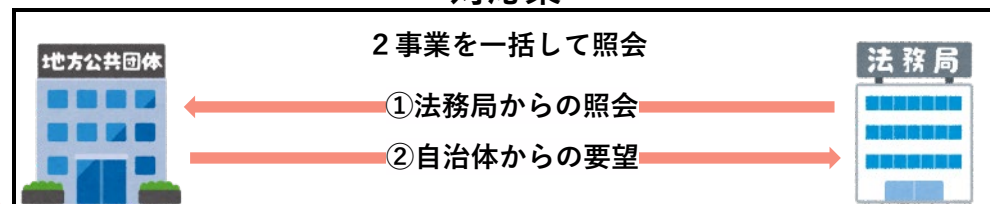
所有者不明土地関係の解消事業の円滑化

現状



- ・表題部所有者不明土地解消事業に要望すべき案件を、**長期相続登記等未了土地解消事業に要望してしまう**場合あり。
- ・長期相続登記等未了土地解消事業の対象外となった場合の対応が不明。

対応策



- ①長期相続登記等未了土地解消事業の要望に表題部所有者不明土地が含まれる場合、**表題部所有者不明土地解消事業の要望があったものとみなすことが可能であることを周知**した上で、**2事業の要望の照会を一本化**
- ②**長期相続登記等未了土地解消事業の対象外**となった場合には、**他の解決方法を案内**

地方を伸ばし、暮らしを守る

措置 済

貨物自動車運送事業法における農機の運送の取扱いの明確化

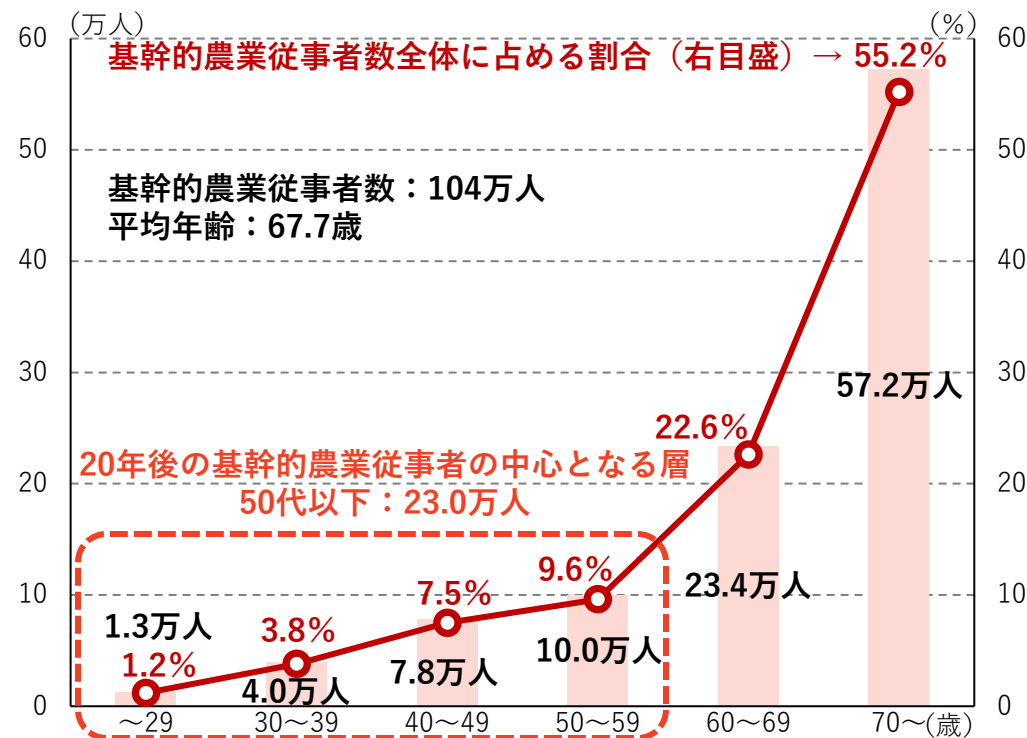
(貨物自動車運送事業法関係)

概要

農業における担い手の大幅な減少や高齢化が進む中で、限られた人数でも効率的に営農可能な環境を整備するため、**農業者の営農継続を支援する農業機械の運送について**、一定の場合には**貨物自動車運送事業法に基づく許可・届出を要しないなど、農機の運送の取扱いを明確化する**。

年齢階層別の基幹的農業従事者数

～高齢化が進行し、将来の担い手は大幅に減少する見込み～



許可・届出を要しない場合の明確化

具体的にどのような場合において許可・届出が不要であるのかが不明確であったが、**農協等が営農指導の一環として農機の運送を担い、運送の対価としての有償性がないと判断できる場合には、貨物自動車運送事業法に基づく許可は要しないことを明確化**。

貨物自動車運送事業法に基づく許可・届出を要しない場合

- ・ 圃場における農機の実機を用いた指導又は確認を伴う営農指導と密接不可分であること
- ・ 営農指導に付帯して行われるものであって、営農指導に包摂しているものと認められること
- ・ 名目の如何に関わらず運送の対価としての有償性がないこと (例：圃場への農機の出入りや圃場内での農機操作の指導等)

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度上期措置

歩行者利便増進道路制度の活用促進を通じた魅力ある都市空間の形成

(道路法関係、道路交通法関係)

概要

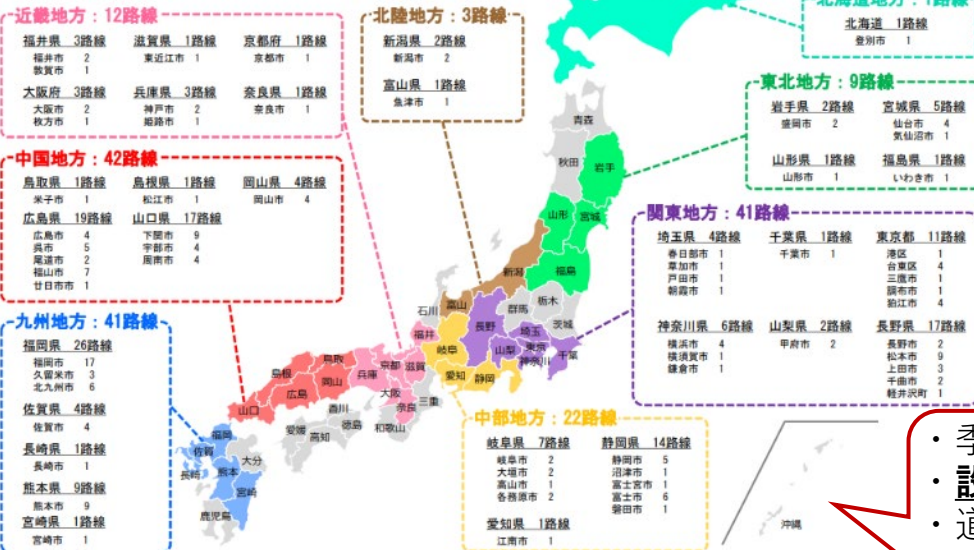
歩行者利便増進道路制度（ほこみち）において、ベンチ等を置いても良い道路の区域の設定
手続の円滑化や、彫刻等の美術品を置くことが可能である旨の明確化、道路の使い方
に関する許可期間の柔軟な運用により、制度の活用を促進することで、地域活性化につなげる。

「ほこみち」の活用状況と課題

～申請手続の円滑化等によって制度の活用を促進し、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間を構築していくことが重要～

全国の実施状況

2025年3月時点
指定している路線数 : 171
ほこみちがある市区町 : 64



奈良県奈良市の例



制度の課題として挙げられている声

- ・ 季節等に応じて申請内容を変更する際に協議に時間を要する。
- ・ 設置が可能となる工作物、物件又は施設の範囲が不明確。
- ・ 道路の使い方に関する許可について、短い期間しか許可されず、短期間で繰り返しの申請が必要。

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置等

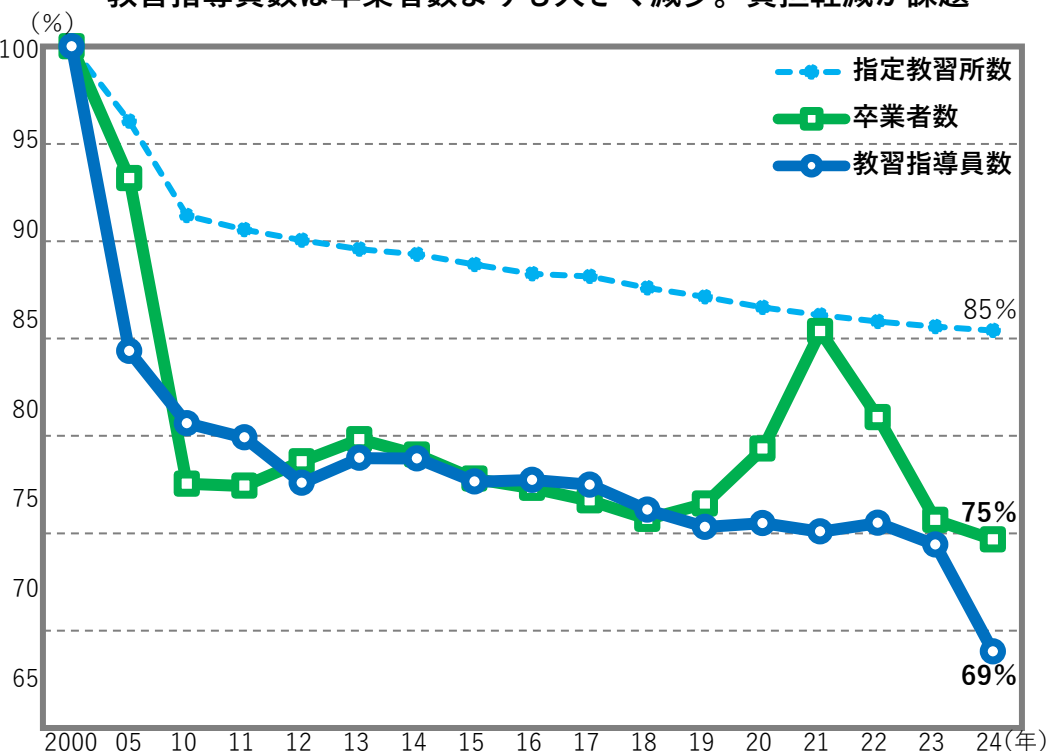
指定自動車教習所の教習におけるデジタル技術の活用等

(道路交通法関係、指定自動車教習所におけるオンラインによる学科教習の留意事項について (警察庁通達))

概要

オンライン学科教習や遠隔教習システムなど、教習生の利便性等にも資するデジタル技術を活用した教習について、運用の明確化などによって導入を促進することで、教習所の業務効率化を実現し、移動の足として重要な自動車の免許取得に係る教習の円滑化を促進する。

指定教習所数・卒業者数・教習員数の推移 (2000年比) 教習のデジタル技術の導入促進における主な課題等
～教習指導員数は卒業者数よりも大きく減少。負担軽減が課題～
～オンライン教習・遠隔教習の導入促進による負担軽減・効率化が重要～



(備考) 左図：警察庁「運転免許統計令和7年版」により作成。

・ オンライン学科教習を実施している教習所では、警察庁通達に基づき、教習生の受講状況の記録画像の全てを教習指導員等が確認することなどが求められることにより、教習指導員等に過大な負担。

・ 遠隔教習システム (自動補助ブレーキ機能、双方向の音声通話機能、走行データ等から教習生の運転に係る改善点を診断する機能等を複合的に備えたシステム) が開発され、一部の教習所の技能教習の無線教習で活用されている状況。この活用によって教習の機会を拡大することができれば、教習指導員の負担軽減等につながる。

「規制改革推進に関する答申」 実施事項

地方を伸ばし、暮らしを守る

直ちに実施

全国における移動の足不足の解消に向けたライドシェア（自家用車活用事業等）の推進

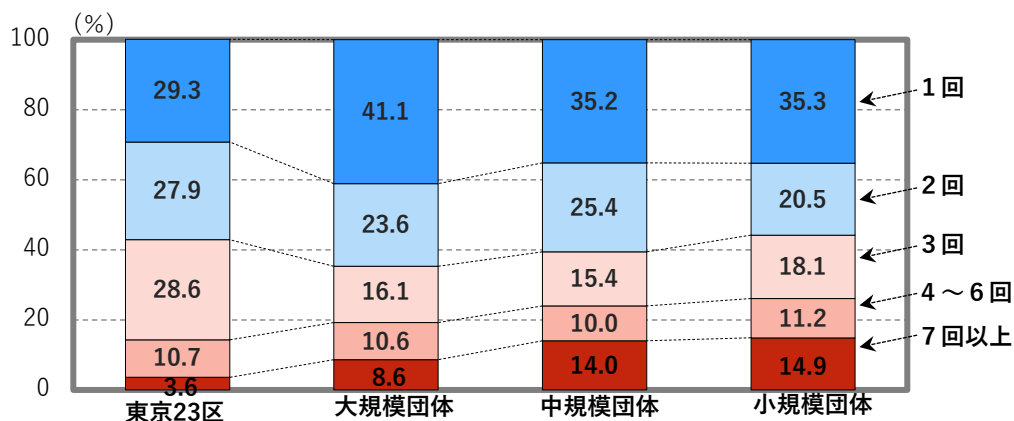
（道路運送法関係等）

概要

全国の移動の足不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、安全・安心の確保や適切な労働環境の確保を前提に、諸外国の事例及び各地域のニーズを踏まえ、必要な取組を進める。

直近3か月間で 移動の足に困った経験の頻度別割合（生活者）

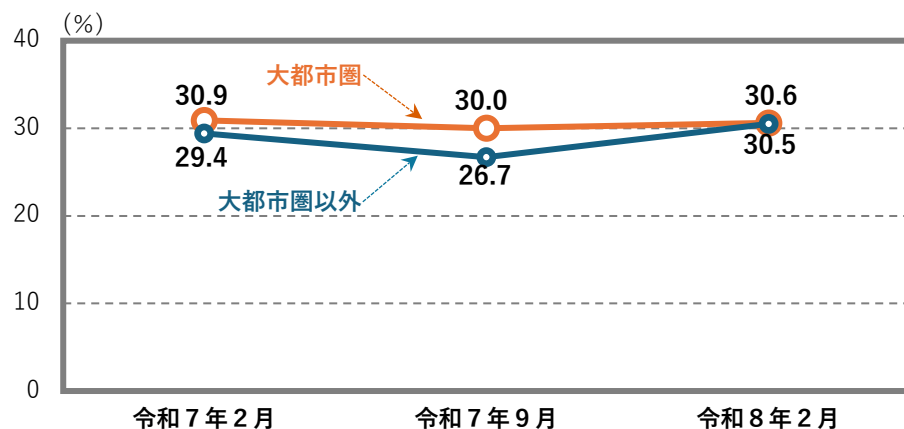
団体規模別にみると、東京23区を除き、小規模団体ほど、困った経験がある人のうち、その回数が多い人の割合が高まる傾向にある。



直近3か月間で移動の足に困った経験がある者の割合
総平均:17.3%（前は17.7%、前々回は16.2%）

直近3か月間で旅行先において 移動に困った場面がある者の割合（旅行者）

これまで同様、旅行先において移動に困った場面がある者は、全体の3割（3～4人に1人）。人口規模別でみると大きな差はない。



直近3か月間で旅行先において移動に困った場面がある者の割合
全体:30.0%（前は28.0%、前々回は30.5%）

（備考）内閣府規制改革推進室「移動実態に関する調査結果（生活者、旅行者）」（令和8年5月）により作成。移動の足に困った経験とは、タクシーがつかまらなかった、バス・鉄道の減便で移動しづらくて困った、15分以上の待ち時間が発生した、遠回りのルートにせざるを得なかった、移動をあきらめたなどのこと。

地方を伸ばし、暮らしを守る

措置済

自家用車活用事業における自家用車の中間点検の実施主体及び点検方法の明確化

(「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」における中間点検の取扱いについて)

概要

全国の移動の足不足の解消に向けて、自家用車活用事業を促進する観点から、同事業の自家用車の中間点検（3か月ごとの点検）を、ドライバー自身で行うことが可能であることや具体的な点検方法を明確化することで、ドライバーや整備事業者等の負担を軽減する。

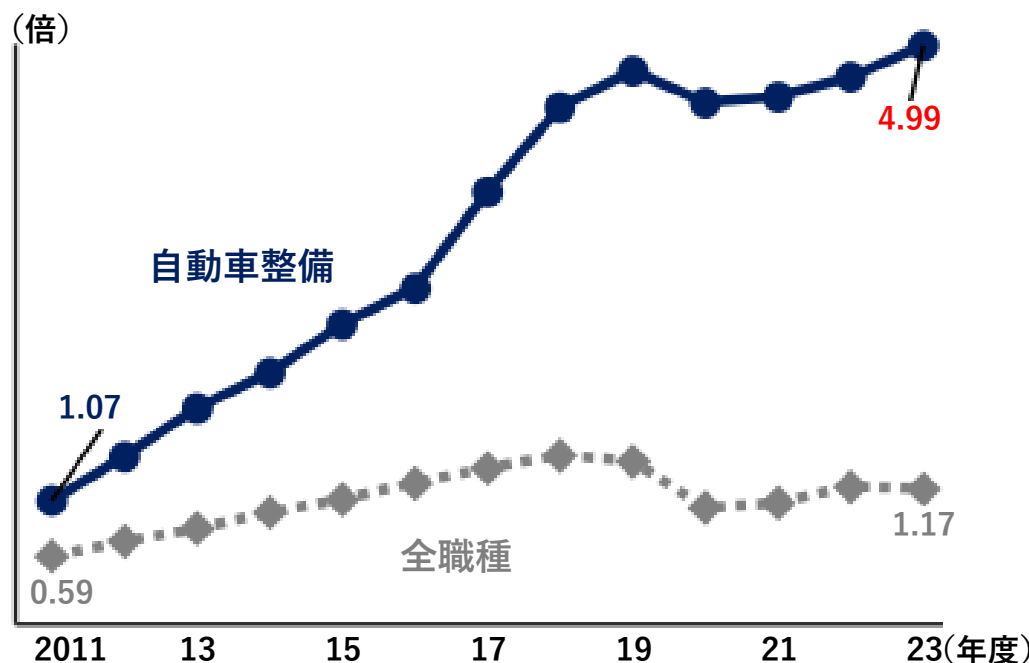
自家用車活用事業（日本版ライドシェア）の概要

地域交通の担い手や移動の足不足解消のため、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする事業。



自動車整備要員の有効求人倍率

～自動車整備の有効求人倍率は上昇傾向。足下で全職種の約4倍～



(備考) 左図：国土交通省ウェブサイト「日本版ライドシェア（自家用車活用事業）関係情報」及び地域産業活性化ワーキング・グループ（令和5年12月12日）資料2により作成。

右図：国土交通省第29回自動車整備技術の高度化検討会（令和7年3月21日）資料5より引用。厚生労働省職業安定業務統計により作成。

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度措置

自家用有償旅客運送制度に関するローカルルールの見直し

(道路運送法関係)

概要

全国の移動の不足の解消に向けて、**自家用有償旅客運送制度を促進**する観点から、同制度の担い手である**NPO法人等の多様な主体から意見聴取**の機会を設けることや、各地域の好事例及び見直しの進捗等を公表することなどにより、**不合理なローカルルールの見直しを促進**する。

自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の概要

公共ライドシェアのイメージ

制度創設	平成18年10月～ ※令和5年12月～ 制度の大幅な改善
目的	交通空白地等における移動手段の確保
実施主体 (運行管理 車両整備管理 運送責任)	市町村やNPO法人など (運行管理・車両整備管理等をタクシー事業者へ委託可能)
ドライバー・ 使用車両	第1種運転免許の保有・自家用車 (所定の研修を受講)
導入実績	645地域、788主体、5,571台 ※令和7年3月31日時点(交通空白型)
利用者ニーズに 応じた運用改善	令和5年12月以降、抜本的な運用改善を実施 ・地域公共交通会議での議論の迅速化 (首長の判断を重視) ・運賃水準の適正化(タクシーの5割→8割) 等

全国の導入状況



自家用有償旅客運送の主な課題

～持続的かつ合理的な運送を促進することが重要～

・ 担い手である **NPO法人等は、地域公共交通会議によっては構成員ではなく、ローカルルールの背景や理由を把握できない、ローカルルールの見直しを提案できない**などの声があり。

・ **一部の市町村においては、1人当たりの業務負担の増大や、短期間での人事異動の影響で制度に係る情報・知見が蓄積されにくい**ことなどにより、**関係規定の趣旨について正しい理解や知見が不足**しているなどの声あり。

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置

限定訪問特定整備の法定点検の可能化

(自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程)

概要

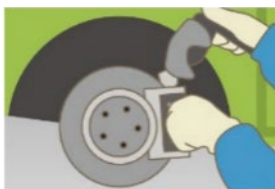
自動車のリース業など物流や移動の足の確保に資する事業において、**自動車整備工場の人手不足に対応**するため、修理時だけでなく**法定の定期点検の場合でも限定訪問特定整備を可能**とすることなどにより、自動車を回送するという業務負担を削減し、効率的な自動車整備を促進する。

限定訪問特定整備の概要

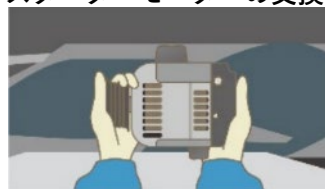
十分な設備がない場所であっても実施可能な以下の要件を満たす作業内容に限定して、修理のための特定整備を行うことができることとされている。

- ・整備士が安全に作業ができること
- ・作業により騒音や環境上問題がないこと
- ・1～2時間程度で完了できる作業であること等

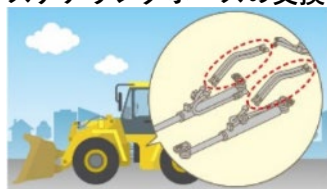
ブレーキパッドの交換



発電機の交換
スターターモーターの交換



大型特殊自動車の
ステアリングホースの交換



自動車整備業界の人手不足の背景

～自動車保有台数が増加する一方で、自動車整備士数は減少～

	平成27年度 (2015年度)	令和7年度 (2025年度)	増加率
自動車保有台数 (10月末)	8,116.9万台	8,314.7万台	+2.4%
自動車整備士数 (6月末)	34.0万人	33.3万人	-2.0%

- ・**限定訪問特定整備**で認められている一部の特定整備は、自動車の**修理を目的とする場合に限定**。**法定点検を目的とする場合は制度の対象外**。
- ・限定訪問特定整備で認められているブレーキに関する整備は、ドラムブレーキにおいては、制度の対象外。

地方を伸ばし、暮らしを守る

措置 済 等

特例介護サービスの枠組み拡張を踏まえた人員配置基準の緩和等

(介護保険法、指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準)

概要

介護サービスの質の確保に留意しつつ、人口減少やサービス需要の変化に応じた介護サービス提供体制を構築するため、中山間・人口減少地域における人員配置基準の緩和など地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、制度・運用の整備・見直しを行う。

特例介護サービスの枠組みの拡張と留意すべき事項

地域の実情に応じてサービス提供体制を維持・確保するため、柔軟なサービス提供が可能となるよう、特例介護サービスに新たな類型を設定。新たな類型の適用に当たっての要件・対象が過度に限定されないことが留意することが重要。

枠組み拡張の方向性

特例介護サービス		+	新たな類型案
基準該当サービス	離島等相当サービス		
地域	全国（地域限定なし）		中山間・人口減少地域
指定・登録	市町村等（保険者）に登録		市町村等（保険者）に登録
人員配置基準	国で定める基準（指定サービスより緩和）に従い都道府県等が条例で規定		国で定める基準（基準該当サービスと同等又は緩和）に従い、都道府県が条例で規定 ※ 職員の負担や質の確保への配慮が前提
報酬	全国一律の介護報酬を基準に市町村等で設定		地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みの設定も可
類型	居宅サービス等		居宅サービス等+施設サービス

具体的検討に当たって留意すべき主な事項

・ 対象地域の設定について、大都市部や一般市等にも既に介護サービスの提供が困難となるエリアを有する地域があることから、対象を過度に限定しないことや、市町村の意向が反映されるプロセスとする。

・ 中山間・人口減少地域においては介護サービスの担い手不足が深刻であり、新たな類型の適用要件の設定に当たっては、過度な負担とならないよう、必要最小限の適用要件とすることにする。

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和7年度検討開始、令和8年度結論等

特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化等の推進

(介護保険法、指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準)

概要

介護の質の維持・向上や介護職員の負担軽減に資する生産性向上を図る観点から、特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化 (要介護者:看護・介護職員=3:1 ⇒ 3:0.9) 等の制度運用のため、要件の在り方の見直しや業務時間を計測するタイムスタディ調査等に要する事務負担の軽減を行う。

直接介護業務時間に関する要件の在り方の見直し

テクノロジー導入によって総業務時間に占める直接介護業務時間の割合が増加することが要件となっているが、介護用シャワーや自動体位交換機など直接介護業務時間の減少につながるテクノロジーが存在。

直接介護業務の生産性向上に資するテクノロジーの活用を図るため、直接介護業務時間に関する要件の見直しを検討するなど、介護現場の実態に合う方向で見直し。

直接介護業務時間の減少につながるテクノロジーの例



自動体位交換機能付マットレス
(床ずれ予防)



介護用シャワー
(特殊浴対応装置)

(備考) 左図: (株)モルテン ウェブページより引用。右図: エア・ウォーター・メディカル(株)ウェブページより引用。

タイムスタディ調査の簡素化

ロボットやICTなどのテクノロジーの導入前後の職員の業務時間を計測するタイムスタディ調査において、業務項目の簡素化・柔軟化など、事務負担の軽減が必要。

分類	NO	項目	時台		
			0-9分	10-19分	
直接介護	1	移動・移乗・体位交換			
	2	排泄介助・支援			
	3	入浴・整容・更衣			
	4	利用者とのコミュニケーション			
	5	日常生活自立支援			
	6	行動上の問題への対応			
	7	食事支援			
	8	機能訓練・リハビリテーション・医療的処置			
	9	その他の直接介護			
間接業務	10	巡回・移動			
	11	記録・文書作成・連絡調整等			
	12	利用者のアセスメント・情報収集・介護計画の作成・見直し			
	13	見守り機器の使用・確認			
	14	介護ロボット・ICT機器の準備・調整・片付け			
	15	他の職員に対する指導・教育			
	16	食事・おやつ・配膳・下膳等			
	17	入居業務の準備等			
	18	リネン交換・ベッドメイク			
	19	居室清掃・片付け			
	20	消毒などの感染症対応			
	21	その他の間接業務			
	休憩	22	休憩・待機・仮眠		
	その他	23	その他		
	余裕時間	24	余裕時間 (突発でのケア対応ができる状態)		

10分単位の記録が煩雑

項目が必ずしも業務実態に合っておらず過多

(備考) 健康・医療・介護ワーキング・グループ (令和7年12月3日) 資料1-1により作成。39

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度検討開始、令和10年度結論等

医療・介護分野におけるタスク・シフト／シェアの促進

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則、原則として医行為ではない行為に関するガイドライン等)

概要

介護現場の実態等に応じた利用者本位のサービスの実現に向けて、一定の要件の下、**介護職員が実施可能な行為として食道ろうによる経管栄養を追加**することで、持続可能な医療と介護のサービス提供につなげる。

現行法令上、介護福祉士が実施可能な医行為の規定

～現場の実態を踏まえた見直しが重要～

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（厚労省令）

(医師の指示の下に行われる行為)

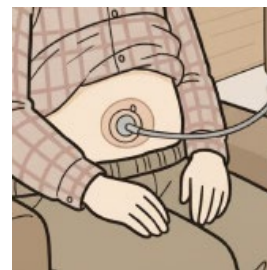
第一条 社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

介護現場で求められている経管栄養の種類

～食道ろうによる経管栄養を追加する必要～

既に実施が可能な医行為



胃ろう



腸ろう



経鼻経管



食道ろう

現場から強いニーズ

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年検討開始、令和9年結論等

地域におけるオンライン診療の更なる普及・円滑化

(ガイドライン等の新設、診療報酬の算定方法(告示)等)

概要

オンライン診療受診施設で患者が看護師等といる場合のオンライン診療について、可能な診療の補助行為や必要な設備・体制等を明確化したガイドライン等を整備するとともに、診療報酬上の取扱いを明確化し、地域におけるオンライン診療の更なる普及・円滑化につなげる。

オンライン診療受診施設における診療の補助行為

医療法改正により、オンライン診療を受ける場に関して、オンライン診療専用車両等も対象とする制度として「オンライン診療受診施設」が新設されたが、今後、診療補助行為を明確化することが必要。



医療機器を搭載した
オンライン診療専用車両



移動車両の中で
看護師が立ち合いながら
行われるオンライン診療

→現場運用も踏まえ、可能な診療の補助行為や必要な設備・体制等を明確化したガイドライン等を整備。

オンライン診療の診療報酬上の課題

診療報酬の算定方法別表第一(抜粋)

第9部 処置 通則

9 看護師等といる患者に対して情報通信機器を用いた診療を行った場合であって、第1節に掲げる処置を実施した場合は、看護師等遠隔診療処置実施料として、第1節の各区分の所定点数に代えて、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを算定する。

イ 1種類の場合 100点

ロ 2種類以上の場合 150点

令和8年度診療報酬改定で、患者が看護師等といる場合のオンライン診療検査・処置等に算定が明確化されたが、オンライン診療受診施設における算定は不可。

→ガイドライン等の整備を前提に、診療報酬上の取扱いを明確化。

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置等

シフト制における適正な年次有給休暇の取得等

(労働基準法・施行規則)

概要

パートタイム労働者等の働き方として取り入れられているシフト制の有給休暇に係る法令等の解釈を明確化するとともに、必要な周知を徹底することで、労働者による適正な有給休暇の取得と使用者による適正な管理を推進する。

年次有給休暇の付与日数とシフト制への適用の課題

～法令等の解釈の明確化と必要な周知の徹底が必要～

通常の労働者

継続勤務年数 (年)	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数 (日)	10	11	12	14	16	18	20

週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数*	継続勤務年数 (年)						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数 (日)	4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

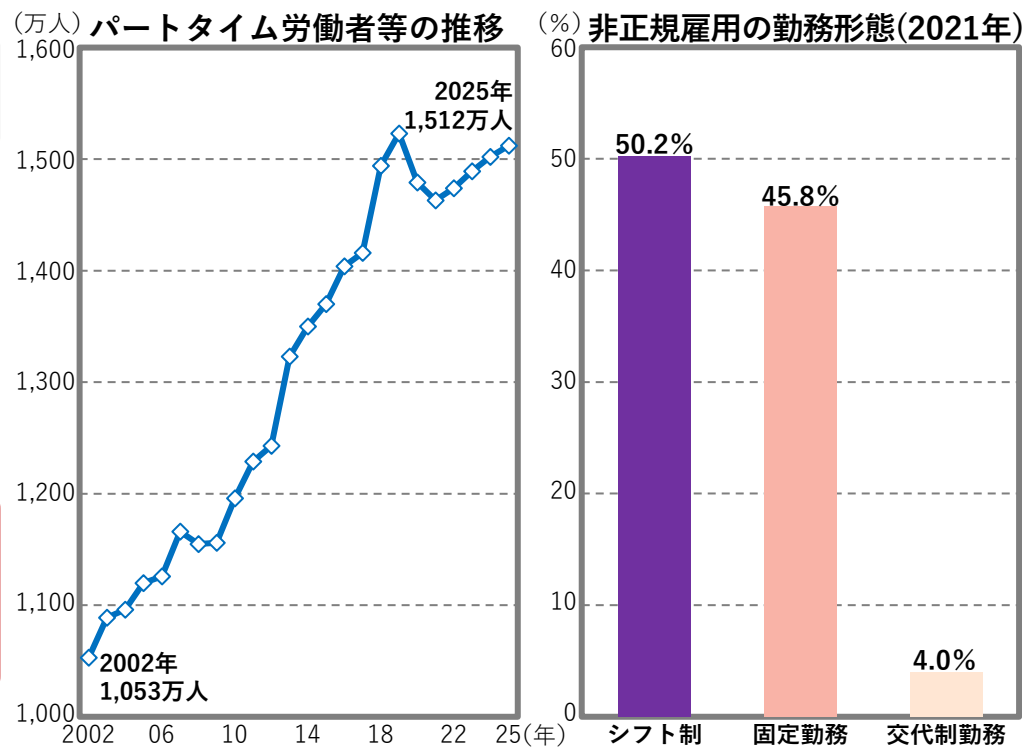
*週以外の期間によって労働日数が定められている場合

・シフト制では、あらかじめ具体的な労働日や労働時間が確定しておらず、有給休暇の日数や有給休暇中の賃金の算定において参照する所定労働時間・日数が判断困難。

・労使双方がシフト制の労働者に有給休暇が付与されることを知らない、業務運営上の支障などを理由に取得させない、取得できないといった事例も存在。

パートタイム労働者等とシフト制の割合の現状

～人手不足や労働者のニーズの多様化などを背景に増加～



地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置

オンラインによる労働条件の明示方法の見直し

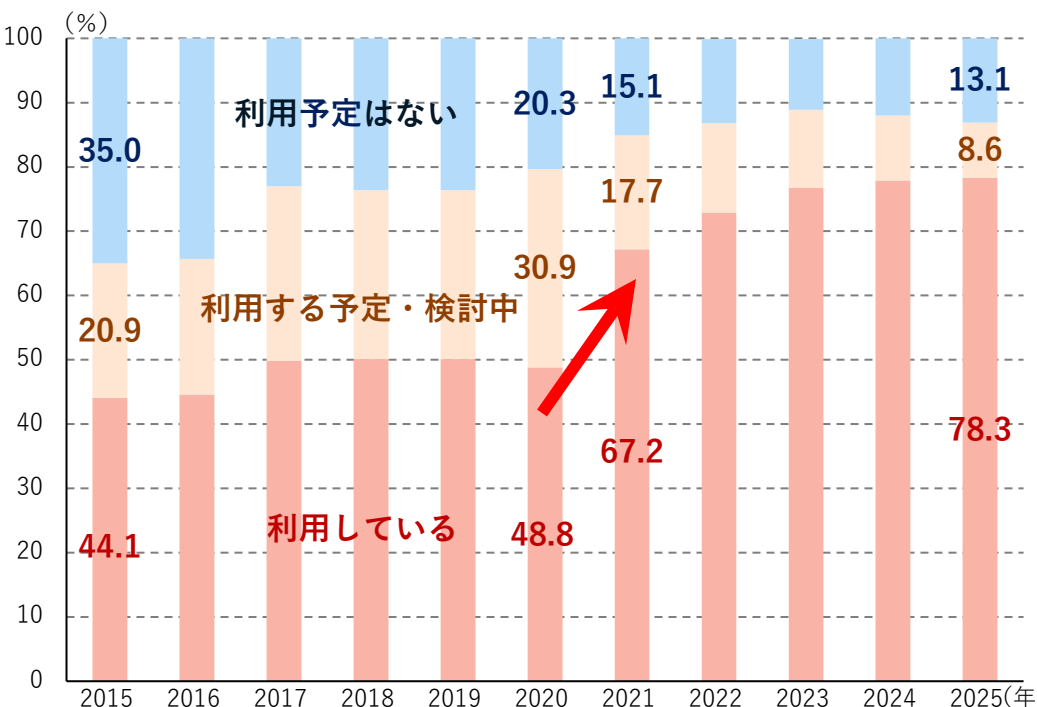
(労働基準法施行規則、職業安定法施行規則等)

概要

テレワークなどの多様な働き方やデジタル社会などに適合させる観点から、労働者に過度な負担を課すことなく、より円滑に電子メール等の送信の方法で労働条件等を明示することを可能とする。

電子契約の利用状況の推移

～2021年以降、電子契約の利用率は大きく上昇～



電子メール等の方法を用いるための条件と課題

～電子メール等を用いる場合には労働者の同意等が必須～

労働基準法施行規則（抜粋）

第5条第4項 法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。ただし、当該労働者が同項に規定する事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができる。

- 一 ファクシミリを利用してする送信の方法
- 二 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

- ・ 大多数の労働者は電子メール等に対応することが可能であるとの声。
- ・ 書面交付請求権を認めることで足りるのではないかなどの指摘。

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度検討開始、結論を得次第速やかに措置

育成就労制度を見据えた技能実習制度の試験内容の見直し

(特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針(法務省・厚生労働省決定)等)

概要

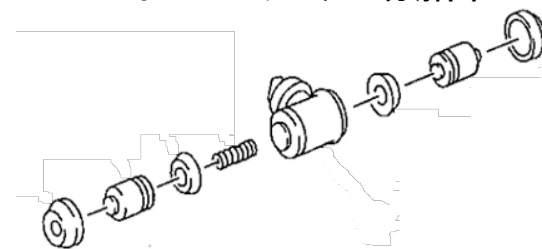
育成就労制度による外国人の適正な受入れに向けて、技能を確認する試験における現場の実務との乖離を見直すとともに、我が国での生活・就労に必要な知識を客観的に確認する仕組みを構築することで、外国人との秩序ある共生社会の実現につなげる。

技能実習制度と育成就労制度について

	技能実習制度(～令和8年度)	育成就労制度(令和9年度～)
制度趣旨	我が国での技能等の修得を通じた人材育成により国際貢献を行うこと	我が国の人手不足分野における人材育成と人材確保
1年目試験	技能検定基礎級 又は 技能実習評価試験初級	技能検定基礎級 又は 育成就労評価試験初級
3年目試験	技能検定3級 又は 技能実習評価試験専門級	技能検定3級 又は 育成就労評価試験専門級 又は 特定技能1号評価試験

自動車整備の試験の事例

ホイールシリンダの分解図



シリンダの分解・組立て作業は、**約9年前に試験内容として設定**されたが、自動車の性能の向上によって部品が簡単に傷まなくなってきたおり、**現在、実務でほとんど行われていない。**

→試験問題に求められる技能と実務内容との乖離がないかを網羅的に精査し、必要な見直しを行う。

(我が国での生活習慣や基礎知識をより実効性のある形で修得させるための機会を確保し、全ての育成就労の外国人を対象とし、修得状況を客観的に確認できる仕組みも構築。)

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度検討開始、結論を得次第速やかに措置

外国人の適正な日本語能力を確認する試験の見直し

(特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針 (法務省・厚生労働省決定) 等)

概要

特定技能制度及び育成就労制度による外国人の適正な受入れに向けて、ニーズを踏まえながら、**必要となる日本語能力を確認する機会を確保**することで、**外国人との秩序ある共生社会の実現**につなげる。

(独)国際交流基金による日本語試験の開催状況

語学熟練度		試験	
		JLPT (ペーパーテスト)	JFT-Basic (PCテスト)
特級	C 2	不開催	不開催
上級	C 1	N 1	
中上級	B 2	N 2	
中級	B 1	N 3	
初級	A 2	N 4	
入門	A 1	N 5	開催
			不開催

- ・ JLPTは、初級～上級相当の試験があるが年2回のみ開催。
 - ・ JFT-Basicは、年12回開催だが、初級相当の試験のみ。
- ⇒ **中級相当以上の能力を確認する機会が限定。**

特定技能制度・育成就労制度 (令和9年度～)

在留資格	概要	日本語要件
特定技能2号	熟練した技能を要する業務に従事	中級相当 (B 1)
特定技能1号	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事	初級相当 (A 2)
育成就労	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材の育成・確保を目的とした技能修得に従事	入門相当 (A 1)

→ 中級程度の日本語試験の受験ニーズ等について調査を行い、例えばJFT-Basicに中級相当の試験を導入するなど、**必要となる日本語試験の受験機会を十分に確保。**

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度検討開始、結論を得次第速やかに措置

在留管理制度の運用の適正化

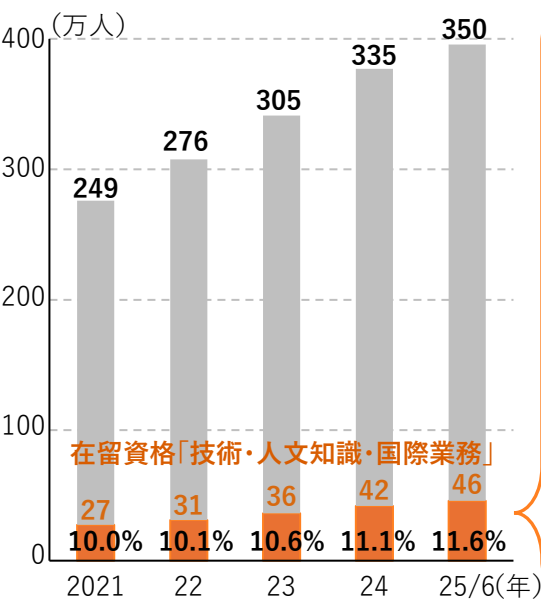
(「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について)

概要

在留資格「技術・人文知識・国際業務」による外国人の適正な受入れに向けて、その資格に適合した業務に適正に従事させるため、指針の明確化等を図ることで、外国人との秩序ある共生社会の実現につなげる。

在留外国人数の推移

～在留資格「技術・人文知識・国際業務」の人数・割合は年々拡大～



許可要件：

①自然科学・人文科学の分野に属する技術・知識を要する業務

- ・大学で専攻して卒業等
- ・本邦の専修学校の専門課程で選考して修了
- ・10年以上の実務経験

②外国の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする業務

- ・翻訳・通訳・語学の指導、広報・宣伝・海外取引、服飾、室内装飾デザイン、商品開発などに従事
- ・3年以上の実務経験

※日本人と同等額以上の報酬を受けることが必要。

在留資格「技術・人文知識・国際業務」の課題

- ・従事可能な業務範囲のガイドラインにおいて、示されている業種が限定的であるとともに説明が非実用的。
- …意図せず資格のない業務に従事させてしまうリスクがあるほかリスクを恐れて採用を躊躇するとの声あり。

- ・在留資格申請において違法な仲介者が介在していても、現状、排除することが困難。
- …在留許可要件を満たしていない人材であっても、仲介者が虚偽の書類を作成し、それを利用して在留資格を取得するという問題が生じているとの指摘あり。

→指針の改訂により、当該在留資格で従事可能な業務範囲を明確化するとともに、在留資格の申請における仲介の適正性を確保。

地方を伸ばし、暮らしを守る

措置済

緊急通行車両の確認に係る申出のオンライン化

(災害対策基本法・施行令・施行規則)

概要

災害時の緊急通行が可能となる車両の申請について、既に警察に対してはオンラインでの手続きが可能となっているところ、都道府県に対してもオンラインでの手続きを可能とすることで、事前に災害時において迅速に支援物資を供給できる体制を強化する。

緊急通行路の指定



緊急通行車両の標章



緊急通行車両の申請様式

別記様式第3(第6条関係)	
年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認申出書	
申出者 住所 氏名	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
活動地域	
車両の使用者	住所 () 局 番
	氏名又は名称
緊急連絡先	住所 () 局 番
	氏名
備考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

警察に対してはオンラインでの手続きが可能となっているが、

一部の県においては、都道府県地域防災計画に基づく防災協定を締結している指定公共機関(小売業、運輸業、建設業など)に都道府県に対する申請を引き続き求め、オンラインでの手続きが可能となっていない状況が続いている。

⇒こうした県においても、事前交付を効率化することが必要。

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度速やかに措置等

法人登記の代表者住所非表示措置の対象拡大及び運用改善

(商業登記規則等)

概要

法人登記における代表者の自宅住所を非表示とすることができる措置を、プライバシー保護の観点から、公益法人やNPO法人など株式会社以外の代表者等に拡大することで、誰もが安心して法人を設立・運営し、挑戦できる環境の整備を促進する。

法人登記における代表者住所の非表示措置の状況

非表示措置のイメージ

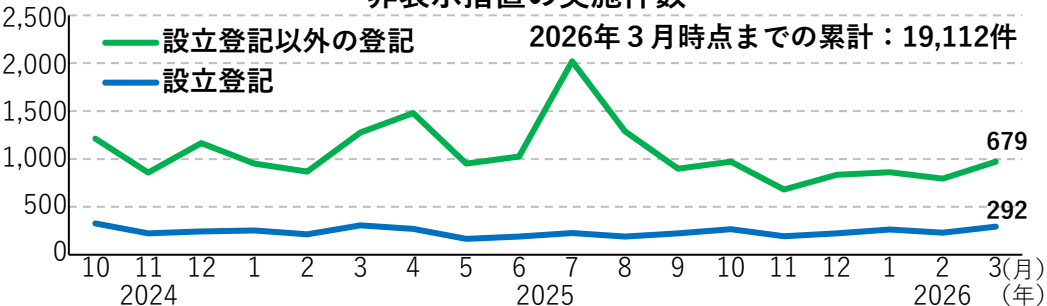
(非表示措置前)

役員に関する事項	東京都千代田区一丁目1番1号 代表取締役 法務太郎
----------	------------------------------

(非表示措置後)

役員に関する事項	東京都千代田区 代表取締役 法務太郎
----------	-----------------------

非表示措置の実施件数



法人登記における代表者住所の非表示措置の課題

- ・ 株式会社の代表者のみが非表示措置の対象であり、公益法人やNPO法人など他の種類の法人の代表者等には非表示措置が認められていない。
 - ・ 株式会社においても、非表示措置の申出が登記申請時に限定され任意の時期に利用することは不可。また、非表示措置を講じる前の代表者の住所は制度の対象外。このため、現代表者の住所に変更がない場合には現在の住所が特定されたり、退任した代表者の住所が公示され続けたりする可能性。
- ➔ 非表示措置の対象を全ての種類の法人等に拡大すること、非表示措置の申出を登記申請と同時でなくとも可能とすること、非表示措置前に登記された代表者等の住所も措置の対象とすることを検討。

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度上期措置

災害時等における貨物自動車運送事業の運転者選任要件の明確化

(貨物自動車運送事業法・施行規則、貨物自動車運送事業輸送安全規則)

概要

災害時等の緊急時において、遠方から駆け付けるドライバーが、被災地等における一般貨物自動車運送事業者の保有するトラック等の車両を使用して貨物運送を行うことができる要件を明確化し、支援物資等の機動的かつ円滑な供給体制の強化につなげる。

災害時において貨物輸送を行うドライバーのイメージ

現状の課題と対応

現状



今後



- ・ 遠方のA社のドライバーが、被災地のB社の車両を用いて貨物運送が行うことができるかどうか不明確。
 - ・ このため、A社のドライバーは遠方からA社の車両を運転して被災地等に向かう場合、被災地等に到着するまでに相当な時間を要し、迅速な貨物運送に支障。
- 被災地の車両を用いて貨物輸送を行うことができる要件（運転者等台帳、ドライバーへの指導・監督、安全確保事項等）を明確化することで、被災地における迅速な貨物輸送を実現。

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度検討開始、令和9年結論、結論を得次第速やかに措置

消費の活性化に向けた総付景品の上限額の引上げについて

(一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限 (内閣府告示) 等)

概要

一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保しつつ、**事業者の競争を促し、消費を活性化**する観点から、**総付景品** (一般消費者に対して懸賞によらないで提供される景品類) **の上限額の引上げを行う。**

総付規制について

総付景品の額が商品・サービスに比べて過大な場合、一般消費者が景品類を目当てに購買する可能性があることから、**景品類の上限額を定めるもの。**

規制対象 (例)

- ①商品又は役務の購入者や来店者に対してもれなく提供する景品類
- ②商品若しくは役務の購入の申込み順又は来店の先着順により提供する景品類

上限額

- ・取引価格が1,000円未満の場合：**200円 (税込)**
- ・取引価格が1,000円以上の場合：**取引価格の20%**

上限額抵触の具体例

事業者が商品購入者にペットボトル飲料を提供していたが、昨今の物価上昇などにより、**市場価値が上昇。**

景品となるペットボトル飲料の市場価値

2025年 税抜168円 (税込**181.44円**)



2026年 税抜188円 (税込**203.04円**)



ペットボトル飲料が税込200円以上となり、上限額を上回ってしまったため、**提供が困難**に。

→昨今の多様なマーケティング手法の普及、消費者の購買行動・価値観の変化、物価上昇を勘案し、**総付景品の上限額を引き上げ。**

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度検討開始、令和9年度結論、結論を得次第速やかに措置

消費者の適切な商品選択に向けた不実証広告規制の見直し

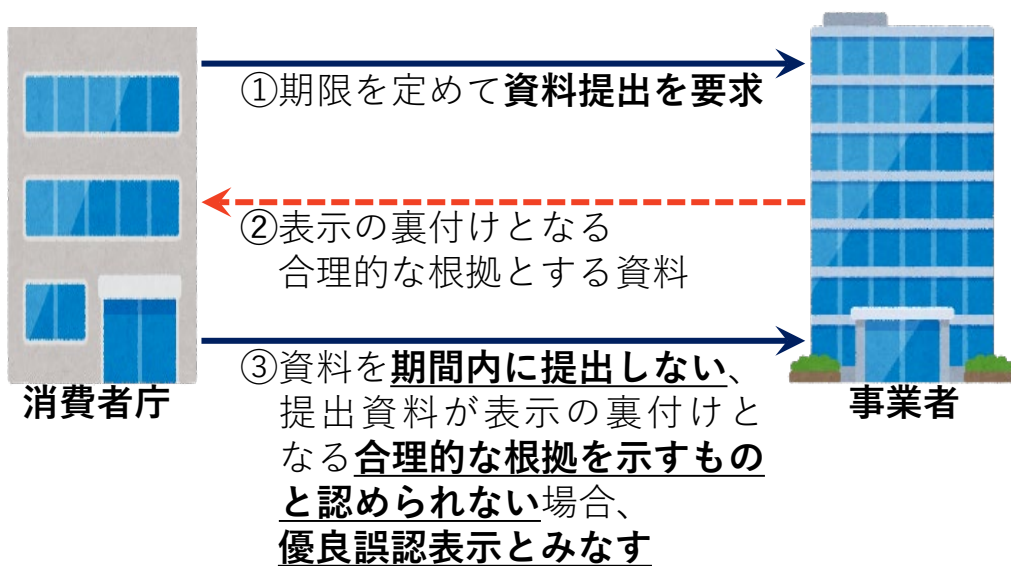
(不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針等)

概要

優良誤認表示（商品・役務について実際よりも著しく優良であると表示すること）への該当の是非に関する消費者庁と事業者のコミュニケーションの向上を通じて、**表示の適正化や消費者の適切な商品選択を促進**する観点から、**関連ガイドラインの見直し**等を行う。

景品表示法（優良誤認表示）における不実証広告規制

不実証広告規制に関する事業者・消費者団体の声



・事業者が過度に萎縮することによるイノベーションの阻害や、一般消費者による自主的かつ合理的な商品の選択の阻害が生じているとの声。

・消費者の権利保護において、消費者庁による調査結果の情報は有益であり、措置命令書などの記載内容の充実は重要であるとの声。

→消費者庁と事業者のコミュニケーションを向上。措置命令時に事業者の提出した資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものに該当しないと認定した理由を営業秘密に配慮しつつ説明・公表。

地方を伸ばし、暮らしを守る

措置 済 等

政府情報システムにおける利用者目線での利便性向上（自動車保有関係手続のワンストップサービス等）

（デジタル社会推進標準ガイドライン群（DS-670.1 ユーザビリティガイドライン））

概要

オンラインで自動車保有関係手続を行える「自動車保有関係手続のワンストップサービス」について、利用者目線で利便性の課題を改善。加えて、政府情報システム全般についても利便性を恒常的に改善するための仕組みを構築する。

自動車ワンストップサービスの利便性の課題の例

～利用者に誤解を与えかねない表示や案内の不足が問題～

自動車ワンストップサービスの画面

現在の申請状況

未受付	
申請年月日	令和 07年 10月
受付番号	2510 1410 1002 03782
申請者名	

メッセージ

決済情報の登録がありません。OSSポータルサイトの「電子納付のご確認」ページで電子納付（キャッシュレス納付）の流れをご確認の上、決済情報の登録をしてください。

手数料や税の納付に用いるクレジットカードの事前登録が必要であることの周知が不十分

実際は却下されているにもかかわらず、システム上では「未受付」と表示

→自動車の所有者等の負担軽減の観点から、利用者に誤解を与えかねない表示や案内の不足などの利便性の課題について、利用者目線で改善。

デジタル庁が提供する利便性を改善するための仕組み

～評価フォームの雛形や分析ダッシュボードの横展開が重要～

利用者が評価するフォームの雛形 運用者用の分析ダッシュボード

このサービスについて、利用後のご感想・ご意見をお寄せください。

1.xxxxxの満足度を5段階で評価してください 必須

- 非常に満足
- やや満足
- どちらでもない
- やや不満
- 非常に不満

2.1の満足度評価の理由を教えてください 任意

利用者が回答した評価を自動的に分析

1,000

→デジタル庁が、評価フォームの雛形や分析ダッシュボードを各府省に展開し、政府情報システム全般の利便性を向上。

地方を伸ばし、暮らしを守る

令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置等

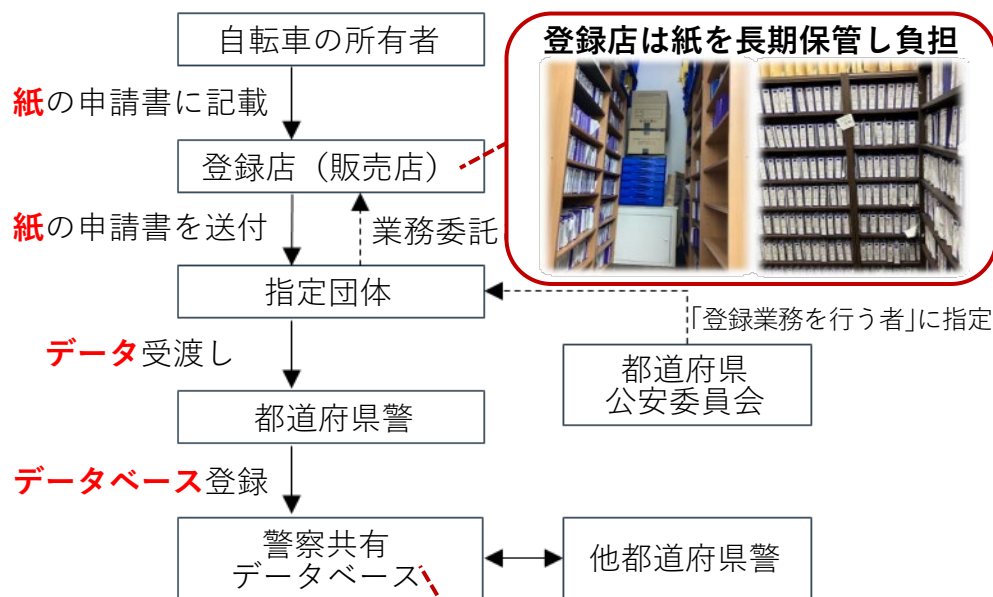
自転車防犯登録のローカルルール見直し及びデジタル化

(自転車防犯登録に係る警察庁通達等)

概要

自転車防犯登録制度について、合理性に乏しい運用のローカルルールを是正し、防犯登録のデジタル化・標準化を図ることによって、防犯登録等の即時性・効率性を高めるとともに、放置自転車の利用者特定への迅速な対応や個人間取引における登録手続の円滑化を促進する。

自転車防犯登録における現在のプロセスの代表例



申請から警察共通基盤システムに登録されるまでの期間
全国平均：最長 62.0日間 最短 47.9日間（警察庁調査）

自転車防犯登録のローカルルール



都道府県（指定団体）により異なる項目の例

- 登録票の様式
- 登録料の額
- 登録番号の様式（桁数等）
- 登録料の会計処理
- 自転車に貼付する登録証の様式
- 登録の有効期間
- 登録票の保存期間
- 抹消登録の取扱い（要否や受付方法）